

第57回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成24年10月10日（水）

開会 午前10時50分

会議に出席した議員（16名）

1番 香美町 植田 隆博	2番 香美町 田野 哲夫
3番 新温泉町 西村 公子	4番 新温泉町 西脇 明
5番 豊岡市 安治川 敏明	6番 豊岡市 伊藤 仁
7番 豊岡市 井上 正治	8番 豊岡市 岡谷 邦人
9番 香美町 森 利秋	10番 新温泉町 谷口 功
11番 豊岡市 門間 雄司	12番 豊岡市 関貫 久仁郎
13番 豊岡市 峰高 正行	14番 豊岡市 嶋崎 宏之
15番 豊岡市 古池 信幸	16番 豊岡市 芝地 邦彦

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に關係した事務局職員

事務局長 羽 尻 泰 広
書 記 太田垣 健 二
書 記 木 村 孝 司

説明のため出席した者の職氏名

管理 者 (豊岡市長)	中 貝 宗 治
副管理 者 (香美町長)	長瀬 幸夫
副管理 者 (新温泉町長)	岡本 英樹
会計管理 者(豊岡市会計管理 者)	杉本 正憲
代 表 監 査 委 員	作花 尚久
事 務 局 長	谷 敏 明
事務局次長兼用地課長	小谷 理
施設整備課長	土生田 哉
施設整備課長補佐	澤田 秀夫
用 地 課 長 補 佐	河本 嘉一
監査委員事務局長	吉谷 英司

議事日程

第1 一般廃棄物処理基本計画【改訂】案について

議事順序

1. 開 会
2. 一般廃棄物処理基本計画【改訂】案について
3. 閉 会

開会 午前10時50分

○議長（芝地邦彦） 第57回北但行政事務組合議会議員協議会をご案内しましたところ、定例会散会後にかかわりませずご参集いただきました。厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第57回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、先ほど説明のありました本日の議題に係る質疑要求資料のうち、構成市町の既存施設における運営・処理方法等の相違については、資料要求議員と協議した結果、全議員への配付が必要と判断いたしましたので、机上にお配りをいたしております。ご了承ください。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

8番岡谷邦人議員。

○議会運営委員会委員長（岡谷邦人） 本日の議員協議会の議事運営について、ご報告いたします。

本日の議題は、一般廃棄物処理基本計画【改訂】（案）についてであり、当局説明の後、質疑を行うことといたしております。

本日の発言について、あらかじめ質疑通告がありました議員は5名であり、通告した議員の発言がすべて終わった後で、通告のなかった議員の発言を求めることがいたしております。

質疑は、同一議員につき連続して3回までといたします。

また、発言に当たっては議題に関する質疑とし、重複を避け簡潔明快に述べていただくとともに、当局答弁も適切簡明になされるよう要望いたします。

以上、議事運営について、よろしくご協力をお願ひいたします。

○議長（芝地邦彦） 以上、報告のとおりでご了承願います。

それでは、本日の議題について、当局より説明を求めます。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 本会議に引き続き、第57回北但行政事務組合議会議員協議会をお願いいたしましたところ、おそらくご出席を賜りまことにありがとうございます。

本日の議員協議会におきましては、先ほどの定例会のあいさつでも申し上げましたとおり、一般廃棄物処理基本計画【改訂】（案）についてご報告申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます。

同計画につきましては、平成18年2月に平成30年度を目標年次として前計画が策定されたところです。

今回、社会経済情勢の変化や循環型社会形成の取り組みにより、人口予測やごみ量予測に乖離が生じてきたこと、北但ごみ処理施設の整備に関し用地取得など事業進捗に一定のめどが立ったことなどから、構成市町において目標年次を平成38年度とし、新たな目標値を踏まえて市町計画の改訂が行われました。組合では、改訂後の市町計画をもとに組合計画を検証した結果、見直しを行い改訂したものです。

構成市町住民による循環型社会形成の理解、努力により、施設規模の算定に用いる焼却対象量は前計画に対し18.7%削減されました。そのため、焼却施設、エネルギー回収推進施設のことですが、その規模を前計画の174トンから142トンに変更するものです。

また、事業系の廃プラスチックの取り扱いについては、構成1市2町の既存施設の取り扱いが異なっていましたので、正副管理者会などで協議してまいりました。

1市2町で発生する事業系廃プラスチックは、1年間で約5,000トンと見込まれます。住民の努力によってごみが減量され、施設規模は32トン縮減できることとなりましたが、仮に新施設で事業系廃プラスチックの全量を受け入れた場合、施設規模19トンを追加しなければなりません。この増大分にかかる施設整備費は、約13億円と見込まれます。さらに、排ガス量も約20%増加するものと見込まれます。

そのため、環境負荷を増大させないための対策を講じながら運転することとなり、維持管理費は若干増加しますが、他方で高エネルギーになることから、発電量の増加などにより、維持管理コストは20年間で4億7,000万円が縮減できるものと見込まれます。

これらのことから、実質的な財政負担は施設整備費と相殺して差し引き8億3,000万円増加するものと見込まれます。

このような検討を踏まえ、新施設においては事業系廃プラスチックの受け入れをしないという基本方針を確認したところです。

なお、豊岡市の豊岡清掃センターでは、平成19年10月から事業系廃プラスチック類の搬入を禁止し、年間4,500トン程度のごみ減量につながったところです。

詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 既に一般廃棄物処理基本計画書【改訂版】（案）及び同概要をお配りしておりますので、その両方をごらんいただきながらご説明させていただきたいというふうに思います。まず、概要をごらんください。

計画策定の時期及び目標年次についてですが、前計画は計画期間を平成18年度を計画初年度として目標年次を平成30年度の13年間とし、組合及び関係市町が18年2月に作成しました。

今回の改訂案につきましては、平成24年度を計画の初年度として目標年次を平成38年度の15年間といたしました。

また、関係市町の一般廃棄物処理基本計画の改訂については、ここに記載されているとおりの日をもって改訂がなされました。

今回の主な改訂のポイントですけども、まず計画書の構成等についてですが、1つ目に第1章の前に序章を追加し、計画の改訂の背景及び計画の成り立ちを明記しました。本編1ページから2ページに記述していますが、先ほど管理者の方から冒頭ごあいさつの中で申し上げました内容等が記述されております。

2つ目に、第3章第3節に市町と組合の役割を明記しました。本編38ページに組合一般廃棄物処理基本計画の位置づけを明確にするとともに、39ページに市町と組合の役割を示しました。市町は、排出、収集・運搬及び資源ごみの集団回収・拠点回収を、組合は中間処理、資源化・最終処分を担います。

3つ目に、前計画では参考資料としていた汚泥量の検討を第7章に掲げ、算定方法などを詳述しました。

4つ目に、前計画では第7章第4節として掲載していました施設整備に関する事項を第8章としました。

概要の方ですけれども、計画内容等についてですが、1つ目に実績値及び計画値につきましては関係市町計画から数値データを引用し、組合合計とした旨を明記させていただきました。

2つ目に、前計画で記載した清掃土砂については、市町で独自処理されるため組合計画には算入いたしておりません。

ごみ減量化及び再生利用率の動向についてですが、本編92ページをごらんください。国及び県の排出量、再生利用率の目標値に対する予測をしていますが、国の排出量目標値、平成19年度比平成27年度削減量5%に対して、組合推計14.5%減と目標達成する見込みであり、再生利用率は国の平成27年度目標値25%に対して目標を達成しないものの、北但ごみ処理施設稼働後の平成28年度では焼却灰及びばいじんの全量をセメント原料として再生利用することから28.1%となり、達成する見込みでございます。

県の目標値に対しても、平成15年度比27年度削減量18.8%減に対して23.4%減を見込んでいます。再生利用率は国の目標に対してと同じでございます。

本編の94ページをごらんください。ごみ総排出量は前計画では目標年次平成30年度と平成15年度の対比で5.6%削減となっていましたが、改訂案では目標年次平成38年度における平成19年度比で24.1%削減を見込んでいます。

再生利用率ですが、前計画では目標年次30年度において26%と見込んでいましたが、改訂案では目標年次38年度で29.1%と見込んでいます。

本編107ページには、最終処分量の国との削減目標値の比較をしています。平成19年度比平成27年度国目標値22%減に対して25.4%減と、目標を達成すると見込んでいます。

108ページには、同様に県の目標値との比較をしています。

本編111ページをごらんください。災害廃棄物への対応方針ですが、県、周辺自治体と連携をして適正処理を行います。

併せ産廃への対応方針ですが、冒頭、管理者より事業系廃プラスチックについては新施設において受け入れしないという基本方針を申し上げましたが、今後、関係市町の条例に規定された品目を考慮しながら、組合においても条例に受け入れ品目を定め、適正に処理していくこととしています。

本編の112ページをごらんください。海岸漂着ごみ等への対応方針ですが、北但ごみ処理施設での処理可能なごみに分類されたものは、運転稼働の調整を行うなどして可能な限り処理を行います。

概要版の（4）の施設整備計画についてをごらんください。

本編では136ページから139ページになりますが、前計画では平成25年度稼働として計画していましたが、改訂案では3年延伸し平成28年度稼働といたしました。

前計画と改訂案の施設規模等各種数値比較ですが、将来人口、前計画の平成25年度時点では12万9,176人でしたが、改訂案の平成28年度時点では11万9,080人、1万96人の減と予想しております。

本編の138ページをあわせてごらんください。28年度欄をごらんいただきたいと思いますが、処理対象量、焼却対象量ですが、前計画では4万6,634.95トンの年間の焼却を予定をしておりましたが、改訂案では3万7,918.75トン、8,716.2トンの減と予想しております。

次に、破碎選別対象量、これは分別区分の粗大ごみ、不燃ごみになりますが、前計画では4,170.26トンが改訂案では1,982.65トン、2,187.61トンの減と予想しております。

選別保管対象量、資源ごみになりますが、これは新温泉町の蛍光管、乾電池以外の資源ごみは新温泉町の既存施設で独自処理されるため含まれておりませんが、前計画の3,459.84トンが改訂案では1,840.42トン、1,619.42トンの減となります。

本編の139ページの施設規模算定結果もあわせてごらんください。

ごみ処理施設の施設規模ですけども、前計画ではごみ分157トン、汚泥分17トンを含めて174トンの焼却施設での規模を想定をしておりました。今回の改訂案では、ごみ分128トン、汚泥分14トン、合わせまして142トン、前計画と32トンの減の施設規模を想定をしております。

リサイクルセンターにおきましては、前計画では37トンの施設規模、改訂案では19トン、18トンの減ということを想定をしております。

概要書ですけども、今回このような施設規模等の各種数値の変動要因については、1つには関係市町住民により循環型社会形成への理解及び努力がなされたこと、2つ目に関係市町による排出抑制、資源化等の施策が推進されたこと、3つ目に稼働時期が3年延伸したことに伴い算定時点がずれたこと、4つ目に前計画策定時の予想を上回って人口が減少したこと等が理由として考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（芝地邦彦） 以上で説明を終わります。

これより一般廃棄物処理基本計画【改訂】（案）についての質疑に入ります。

発言に当たっては、議会運営委員長報告のとおり重複を避け、簡潔明快に述べていただくよう要望しておきます。

まず、最初に発言通告がありました15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 15番、古池です。

循環型社会推進基本法と今回の一般廃棄物処理基本計画【改訂】（案）の関係についてお尋ねいたします。

社会情勢の変化を取り入れたものになっているかという観点で検証しました。

まず、人口の減少について計算式が示されておりますが、最小二乗法を採用する場合としない場

合との条件があるとの説明がありますが、今回の改訂案での将来人口推計にはどのような理由でどういう方式が採用されたのか、お尋ねいたします。

人口推計で見ますと、豊岡市が2011年、平成23年度対比、2026年、平成38年度は90.7%、香美町が80.0%、新温泉町が79.9%となっております。この比率の違いの理由はどこにあるのか、お尋ねいたします。

焼却方式を採用しておりますが、ごみを燃やすことの意味を考えられたのでしょうか。何らかの方法でごみは処理しなければなりませんが、単にごみ処理のことだけでなく、国民の暮らしの中で循環型の生活を導入しようということが法律の最も大切なところであります。せっかく改訂案をつくるならば、処理方式の変更を行わなければ意味がないと思います。燃やさないで処理をすることが現実にできる世の中になっているのであります。

オーストラリアでは、国の法律で焼却を禁止しております。20世紀に使っていたごみ焼却施設は産業遺産として外形を残し、内部を改装してショッピングセンターにしているとのことです。ごみとなるものをつくらない、消費者も買わない、そして焼却による処理はしないとの強い意思表示を国民に示すために、高い煙突を持った旧施設が新たな役割を果たしているわけであります。

国内でも、燃やさないで処理をする、資源化する方式で実際に安定的に運転をされている施設を持った町がふえてきております。燃やすから環境に悪影響を与えるわけであります。

竹野町あれどことあれ、環境をこれ以上悪くするものは設置すべきではありません。本当に環境によい方式について研究をされたのでしょうか。

先進事例の研究はどのようにされたのか。また、その結果について、評価についてどのような成果物を得られたのか、お尋ねいたします。

資源化への取り組みについてありますが、燃やすごみの再資源化についてはセメントの材料に使うとの計画で、2012年と2026年の比較では最終処分量は18.9%となり、726トンが不燃残渣となる。また、焼却残渣の灰の資源化量は14.7倍になるとの計画であります。一見、資源化へ大きく寄与するよう見えますが、燃やすから灰と煙が出るわけであります。燃やさない処理方法に変えれば、灰は出ないのであります。

この点でも、改訂案は環境を守る、財政を守るという点からも不十分ではないかと思いますが、答弁を求めます。

リデュース、リユース、リサイクルの3Rが基本的事項として打ち出されております。発生抑制は消費者が使用しない、買わないことが一番の効果のある方法かと思いますが、製作企業においても生産現場でごみとならない製品づくりが求められます。再利用は人の暮らしの中で、例えばランドセルは小学校を卒業すると要らなくなります。再利用を家族以外の人にしてもらうことで循環していきます。

福岡県大木町ではくるるんという拠点をつくり、そこへ持ち込む人、そこで欲しい品を見つけて持って帰る人があり、品物が循環しております。

再生利用は、もとの状態に戻したり加工したりして原材料が繰り返し利用されるということであ

り、共通して言えることは、もったいないという気持ちが社会全体で行動に移していくこと、このことであろうかと思います。1市2町の住民が実際に行動に移そうとしても、北但行政が行うごみ処理方法では不十分なことしかできないと思います。3Rが大切だということは共通認識であると思うわけでありますが、今回の改訂案で果たしてそれが実現できるかどうか、そのことについてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

住民への周知について、先日、パブリックコメントが行われました。

まず、締め切り日が9月16日ということで、その日まで窓口で受け付けをしてくれるかと思っていたら、窓口は金曜日の14日までということでありました。一体どういうことですか。少なくとも受け付けのために土日でも係員を配置すべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

豊岡市での集計によると、意見を提出した人は258名で、人口で割りますと0.29%がありました。余りにも少ない、低い数字ではありませんか。これで市民の意見を公募した、聞いたと言えるのかどうか、私は言えないと思います。

その集計の中身ですが、計画に賛意を示している意見は2件であり、反対あるいは疑問を投げかけた意見は35件ありました。住民の意見を参考にするために実施したパブリックコメントであります。この結果を参考にするならば、到底事業は一時中断し、さらに住民の理解を得る努力をする必要があると思いますが、答弁を求めます。

私は、100億円を超える大規模な財政出動を伴う事業でありますので、慎重の上にも慎重に取り組むべき事業であると思います。土地の強制収用をして無理やり土地を手に入れて、すなわち理解や協力を得ることをせずに取り組んではならない事業だと思います。

改訂案で示した規模、設置位置、処理方式でいいのかを住民にアンケートをとって意向の確認をするべきだと思いますが、答弁を求めます。

次に、産業廃棄物である汚泥の処理について、一般廃棄物とともに燃やすという方針で取り組んでおられますが、まず汚泥の性質から見ると大変熱量を消費しなければ処理ができない液状のものであります。熱処理という方式は、大きな財政を必要とします。

本年、国土交通省がゼミナールを開き、また幾つかの都市で実際に運転している実績が示されました。ここでもバイオマス方式の導入により、汚泥を燃やすのではなく微生物を利用した発酵処理が極めて有効であることが述べられております。国土交通省の進めている処理方式について、改訂案を作成する段階で研究されましたかどうか、お尋ねいたします。

住民負担の問題でございますが、前計画との比較で施設規模がどうなるかという点であります。ごみ分が157トンから128トンへ、汚泥分が17トンから14トンへ、合計174トンから142トンに処理量が縮小されました。リサイクルセンターの施設規模も、37トンから19トンに縮小されました。人口も1万96人減少するという見通しであります。仮にこの数字を基礎に算定するならば、施設の建設にかかる費用は幾らになるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

また、維持管理費についても答弁をお願いいたします。

直接搬入する際、搬入経費について、10キロ圏、30キロ圏、50キロ圏、70キロ圏、またそれ以上

の遠距離圏からの搬入について、受け入れの単価は同じとして運搬経費についてはそれぞれ異なりますが、当局はどの程度の住民の負担が発生すると考えておられますか、お尋ねいたします。

今回の改訂案は、我がふるさとの自然環境を守り、後世の人々に納得してもらえる行政施策とはなっていないことから、私は到底認めることができません。一般廃棄物処理基本計画は一たん白紙に戻すべきであり、本当に循環型社会形成推進を実現する計画を策定すべき責任が管理者にあるということを強調し、まず1回目の質疑といたします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、焼却方式についてお答えをいたします。

このごみ処理施設の整備計画は長い歴史を持っておりまして、その都度さまざまな検討を積み重ねて現在の進捗状況に至っております。議員には、ぜひその足跡を尊重していただきたいというふうに考えております。

処理方式につきましては、平成18年度に整備方針検討委員会により検討願いまして、平成19年2月の議員協議会において協議いただいた後に、広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画としてお示ししております。その中で、焼却処理、メタン発酵、炭化、肥料化、堆肥化、それぞれについて比較検討を行った結果、焼却処理が全般にわたってすぐれている。特に、確実、安全、安定的な処理、資源化、経済性において他の方式よりもすぐれているという検討結果に基づきまして、焼却処理に決定した経緯がございます。

また、焼却処理にはストーカー式と流動床式の2つがございますが、技術的に確立されているストーカー式を採用することといたしております。

かねてより説明しておりますとおり、新施設ではごみの焼却で発生する熱の有効利用として発電を行うこととしております。前計画に基づく施設規模174トンの場合での試算でありますけれども、一定の条件下で計算した場合、一般家庭5,000世帯の消費電力に相当する電気を発電することになるとの試算もしております。

また、焼却による発電及び効率的な処理が可能になることから、現在、1市2町のごみ処理施設で発生する二酸化炭素の排出量に比べまして、新施設では排出量を32%減らすことができるとの試算もいたしているところでございます。

ちなみに、お触れになりました循環型社会形成推進法には、この廃棄物についての基本的な考え方方が示されております。まず、発生量そのものを抑制すること。発生してきたものについては、まず再利用、再使用をやること。そして、その次にこれをリサイクル、再生利用すること。それでもなお出てくるものについては、熱回収を行うこと。つまり、今回の場合はそれを焼却して熱を取り出して発電を行うという方式でございます。それでさらにあとは適切な処理をするということでございまして、本組合の方式についてはこの法律の趣旨にのっとったもの、このように考えております。

先進事例についてのお尋ねもいただきました。議員がかねてから大変共感を覚えておられます大

木町についてのお話もございました。ちなみに、大木町も、これもかねてからお答えしておりますようにごみがなくなっているわけではありません。

まず、そもそもメタン化施設で処理されておりますのは1,136トン、し尿とそれから生ごみです。その1,136トン、水分が非常に多くございますので1,091トンが資源化されて、そして処理残渣の45トンを焼却しております。

ところが、ごみは生ごみとそれからし尿だけではございません。生ごみ以外の可燃ごみは1,601トン大木町で排出されておりまして、粗大ごみから焼却に回るものなどを含めますと1,682トンのごみが隣町に委託をされて、そこで焼却処理をされております。結局、大木町のごみの総排出量3,312トンのうち50.8%が焼却をされている。しかも、この焼却量の中には一度メタン化施設の方で処理をされて残渣が再び焼却の方に回るということで、二重の処理が求められておりまして、決して本組合の場合では効率的なものとは考えておりません。

仮にバイオ処理して肥料などをつくりましても、積雪地である当地方で堆肥や液肥などを通年利用することは事実上不可能です。

大木町が平成20年6月に行った生ごみ分別収集についての住民アンケートにおいても、生ごみのにおい、液肥のにおいなどの問題点があるとの回答がなされているところです。もちろん他町がそれぞれのお考えに基づいて処理されるのは自治の問題でございますので、そのこと自体にはとやかく言うつもりはございませんけれども、当組合の方式としては採用すべきでない、このように考えているところです。

汚泥処理についてのご質問なりご意見もいただきました。現在、当組合ではこれを焼却をするということにいたしておりますけれども、最大量であります豊岡市につきましては一度処理施設の方でメタンが採取をされて、そのメタンを燃やすことによって汚泥の水分を散らして堆積を圧縮した上で、新しい施設の方に持ち込み焼却することにいたしております。この焼却されたものは当然熱を発生いたしますので、電気になる、こういった再生利用エネルギーの循環を行おうとしているところでもございます。

今、国交省なりの例を幾つかお触れになりましたけれども、別の新聞情報によりますと、従来の下水道汚泥のバイオマスの方法として行われてきた消化ガス発電や固形燃料化による発電と異なり、焼却炉を使った汚泥発電実証に向けて予算要求されようとしている。これはその焼却炉によりまして汚泥そのものを直接燃やして、そしてその熱でもって発電をすることござりますので、実は今、私たちがやろうとしていることと全く一緒である、基本的には同じ方式であるということが言えます。

汚泥処理につきましては、さまざまな挑戦なり、あるいは取り組みといいましょうか、実験がなされているところでもございますけれども、ごみの処理というのは基本的に安定かつ確実に、そして衛生的になされる必要がございますので、この点から見ましても当組合の方式はすぐれているもの、このように考えているところです。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、私の方から、将来人口の推計で各市町において推計のデータが違うと いうふうなお話でございます。

冒頭のこの一廃計画の説明にも申し上げましたように、それぞれの町が実績値に基づいて将来を 推計をされて、その積み上げが組合の計画ということでございますので、それぞれの町でそれぞれ が議論されてなされたものですから、私どもの方としてコメントをする立場にないというふうに考 えております。

それと、3Rについて実現が可能かというふうなことで、組合の一廃計画、基本計画の39ページ の第3章第3節に市町と組合の役割を掲げさせていただいております。3Rは廃棄物処理やリサイ クルの優先順位のことであり、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再 資源化の頭文字でこう呼ばれています。

それぞれの役割では、リデュースは関係市町の役割であり、リユース及びリサイクルについては 資源ごみの集団回収、拠点回収などで関係市町が、資源化のルート確保で組合がそれぞれ役割を担 っているということになります。

改訂案の92ページに、先ほど冒頭でもご説明しましたけども、国、県の目標に対する達成状況を 記載していますけども、リデュース、発生抑制に関してはそれぞれの目標に達成しています。再生 利用率に関しては、国県の平成27年度目標値25%に対し、組合合計は平成27年度では19.8%ですが、 北但ごみ処理施設稼働後の平成28年度には焼却灰及びばいじんをセメント原料として再生利用する ことから、国県の目標値を上回る28.1%に達する見込みでございます。

それと、施設建設費と維持管理費のことについてお尋ねをいただきました。

建設費、維持管理費については、今後事業者選定において入札に付するということで、推定値と いうのは具体的に申し上げにくい部分がございますので、改訂案についての規模で前計画における 単価等を用い、試算した場合にはエネルギー回収推進施設が約65億円、リサイクルセンターが約20 億円、そして管理棟が約3億円という、そういう建物等の建設費として合計88億円を見込んでおり ます。

維持管理費につきましては、これも同じように今回建設と運営も一体で発注しますので、その算 出については関係市町の負担率を算出の際に用いました174トンでのDBOでやった場合の試算で やっておりますけども、焼却施設には174トン、リサイクルセンター37トンの前計画でのごみ1トン 当たりのお金が1万1,420円ということで想定をさせていただいております。

現在の数字についての維持管理費については、持ち合わせておりません。

それから、搬入経費のお話でございます。計画収集については、市町事務でありますので特にあ れだだと思いますけども、多分ごみの直接搬入経費についてをおっしゃっておるんだろうというふう に思いますけども、個人もしくは事業者の方が直接ごみを持ち込まれることから市町の行う計画収 集でないため、組合としては把握いたしておりません。新施設に移行することにより、各市町の現 有施設への搬入より運搬距離がふえることは認識しておりますということで、ちなみに運搬距離が

最も長い地区は、豊岡市では但東町の高橋地区が約43キロぐらいになるんではないか。香美町では小代地区の34キロ、新温泉町では奥八田地区の46キロというふうなことになるんではないかというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） まず、議員の方からございましたパブリックコメントに関してお答えをさせていただきます。

議員の方、豊岡市のパブリックコメントに関してご意見をいただいたと思うんですけども、今回各市町では市町計画改訂に際しまして、さまざまな手法で民意を酌み取る努力をされておったというふうに伺っております。豊岡市さんでは8月27日から9月16日にかけてパブリックコメントを実施され、258名の方から411件の意見が寄せられております。ホームページでも拝見することができますし、計画に関する意見はそのうち37件、北但ごみ処理施設に関する意見というのが374件あったというふうにホームページの方で拝見いたしております。

また、香美町さんの方でも、ホームページの掲載内容によればことし6月20日から7月20日の間、意見募集を行われ、94名の方から意見が寄せられております。その中では、事業系のプラスチック類であるとか汚泥に関するご意見なども多数あったというふうに、ホームページの方で拝見をいたしております。

また、新温泉町さんでは、本年2月それから4月、6月の3回にわたってパブリックコメントを行われたというふうに伺っておりますが、その間、ご意見の方は町民の方々からのご意見というのはなかったというふうに承っております。

なお、議員の方で方式であるとか位置に関してアンケートをというご意見ございましたが、方式に関しましては、組合の処理方式については平成18年度の施設整備基本計画策定時に幾度となく、もう焼却によりストーカー炉により対応していきたいということを住民の方々にもご説明申し上げてきており、また既存施設の状況などからも安全性というのは十分住民の方々にご理解をいただけているもの、そのように考えております。

また、位置選定に関しましても、第三者の選定委員会によりまして平成20年4月に選定、平成20年12月には地元区との協定に至っており、またその後においても都市計画法に基づく手続等々で住民の合意形成などの手続も進めておりました。それらを踏まえた上で、位置についても当然民意を反映しているものと考えておりますので、アンケート調査等々の必要性を感じておりません。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それでは、今答弁いただきましたことにつきまして質問いたします。

最後の住民への周知の点、パブリックコメントの数字が例えば先ほど新温泉町では3回でしたか、行ったけれどもゼロだったというふうなこともありましたか、なかなかこの住民の意見を出してく

ださいと当局がパブリックコメント、意見公募ということできれども、その意味がよくわかつてない。そのことをやってるということ自身が、住民の中に通じていない。また、住民にしたら何をどのように書いたらいいのか。もととなる原案はどうなっているのかということを知ろうと思うと、総合支所に行けば置いてありますというようなこと。あるいはホームページを見たら見れますよというふうなことになっておりまして、住民が十分にまず基本的などういう案かということについての勉強をする、あるいは自分の意見を持とうとする材料、これを得るために大変不十分なやり方であると、私は今回のパブリックコメントで感じました。

私、香美町、新温泉町の実態についてはよくわかりませんが、豊岡市の実態について申し上げましてもこのようでありまして、本当にわずかな方、関心を持っている方が答えられたにすぎないと。これで民意を聞いたというふうにとらえることは、無理があると思うわけであります。そういうことでありますて、このたび改訂案を作成するということは本当の意味で住民の皆さんにこれでいいでしょうかということを再度確認するというためにも、アンケート形式、全世帯アンケートをとるという作業をしなければ、本当の意味で賛否というんですか、あるいは方式、位置の問題、当局がやろうとしていることについての住民の考えを把握するということができないのではないかと思います。ですから民意を反映しているというその答弁は、私は誤りがある、認識が間違っていると思うわけで、ぜひ住民アンケートは実施すべきだというふうなことを改めて申し上げ、その実施を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、平成18年の2月の基本計画があくまでもとになっております。その後、人口とかあるいはごみを資源化しようという住民の努力、こういうふうなものからごみそのものの量も減ってきているということが数字の上でははっきり出ております。これは今後も、そういうふうになっていくという大きな傾向になっていると思います。

そういう中で、平成18年度のころには、このバイオマスでの処理というふうなことがまだ少なかったと思います。大木町にしましてもことしで6年目ですから、ちょうどそのころにその施設を稼働させたということありますから、本当にこれでできるんだというふうなことの確認がしにくい時代背景があったと思うわけであります。

現在はどうかといいますと、先日も講演もありまして私自身も大木町へ行って勉強させていただきましたが、本当に順調に安定的に稼働いたしております。

それから、管理者が申し上げられました燃やしているじゃないかと。隣の大川市に頼んでやっているじゃないかというふうなこともありますが、これは大川市と町との関係の中での話のもとでやっていることありますて、大川市も現在の炉を廃止するときには方式転換をするというふうなことをはっきり述べておられるわけでありますて、大木町にいたしましては4年先には埋め立てすることもなしにしよう、それから燃やすこともなしにしよう、この目標を掲げて今頑張っている真っ最中ですというふうなことで、4年先を見ていただきたいというふうなことで、自信にあふれた答弁をいただいておるわけであります。

こういうふうなことから考えると、平成18年の2月に策定した基本計画、これがもとになってい

る限り、比較検討されたと言われてもその後のこの改訂案をつくる直前の先進事例の検討、このことについては答弁もなかつたわけありますが、やっぱり勇気と英断を持って、そんないい方式があるならそうすべきだなと。それから世界の流れを見ましても、全世界の焼却施設の3分の2が日本だというふうな現実を見ても、もうこれは到底20世紀のやり方であって、21世紀、今、我々の生きている時代、これから子供や孫の時代にはそういうものはすべきでないという、そういう時代に移っているということをしっかりと認識していただいて、改訂案の中身については抜本的に変更するというふうなことを再度お尋ねしたいと思います。

というのは、具体的に言いますと、この平成18年の決定から今日まで、今回の改訂案をつくるまでに先進事例をどの程度研究されたか。これは通告もいたしておりますので、その先進事例への答弁が抜けておったと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、組合と市町との役割分担ということでさらっと答弁されまして、3Rのリデュース、リユース、リサイクル、こういう問題についてもこれは市と町でやってもらつたらいいんだというふうなことであります、こここのところに私は大きな市民とこの当局との間にごみ問題に対する乖離が広がっていくという大変心配を前からいたしております。この北但行政事務組合も、そういう住民の動向、これらについては注視しなければ、実際の焼却規模、それから処理規模、こういうようなことも算定できないじゃないですか。そのことを市町の役割だというふうなことをやっておられたんでは、正確なもの、正しいものはできない、裏づけができないというふうに思いますが、そのことについてはどうなんですか。その役割分担ということで完全分離して実際にやっていけるかどうか、答弁を求めます。

それから、灰はセメントの材料にするから資源化を達成する数字が大変高くなっているというふうな、これは推計値で見させていただきました。先ほども申しましたが、燃やさなければ灰も出ないんですね。だからそのところについてはどうなんでしょうか。もともとその灰を出さないということについて、お考えは及ぶのか及ばないのか。ぜひその灰も出さない、排気ガスも出さない方式、これがこの北但行政がとるべき方式である。このことが住民への環境を保全するために一番の約束になるというふうに私は思いますが、なぜそれをとらない、そういう方式をとらないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（芝地邦彦） 答弁を求めます。

管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、アンケートの実施につきましては、先ほど担当からお答えしたとおりです。各市町がその市町の責任において一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり住民の意見を聞くのは当然であります、北但行政事務組合はそのような手続を経て市町で策定された一般廃棄物処理基本計画をもとに、どういう規模のどういう方式の施設をつくっていくのか、そういったことをやるのがこの北但行政事務組合の仕事でございまして、議員のご意見は、議員は豊岡市ご出身でございますので、豊岡市にお帰りになられて議論をされるべきである、このように考えております。

それから、バイオマス処理について再び大木町の話をされましたけれども、先ほど申し上げたと

おりでありますて、バイオマス処理できないごみをどうされるのか。そのことについて、議員は一向にお触れになりません。4年後にはなくするとおっしゃってと言われますけれども、今ここまで進んでいる計画をやめるとおっしゃるのであれば、ではどういうふうにしてそのバイオ処理に適さないものをゼロにできるのか、ぜひそのことを根拠をもってお示しした上で議論を展開していただきたい、このように思っております。

議員の生活を浮かべていただきてもおわかりのように、生ごみとし尿以外にいっぱいごみを出しておられるはずです。それを議員は例えば4年後にゼロにできるとおっしゃるのであれば、ぜひその合理的根拠をお示しをいただきたいというふうに思います。

私たちといたしましては、同じ列で議論するというよりも、これまで焼却方式がベストだとやつてまいりましたので、それを覆すほど合理的な根拠のあるものは出てきているのかどうか、そのような態度でもって判断をしていきたい。そのようなことから見ますと、議員のご提案になったものは採用するには当たらない、このように考えているところです。

それから、市町の役割と組合との役割についてのお尋ねもいただきました。

もともと一般廃棄物の処理は市町村の仕事です。ですから、収集、運搬をして処理をするところまでが基本的には個々の市町村の仕事です。ただし、最後の処理のところを北但は1市2町共同でやろうとしておりますので、この北但行政事務組合の役割は処理のところの施設をつくり、これを管理運営をする。そのことに尽きておりますので、そのことの限りにおいて住民の意見を聞くのはタイミングを見て必要なことかとは思いますけれども、それ以前の計画収集の運搬につきましては、これは当組合の権限外のことございますので、議論はそれぞれの市町でなされるべきものと、このように考えております。これはある意味で当然の手順ではないか、このように思います。

灰処理についてのお尋ねといいましょうか、ご指摘もいただきました。灰処理をセメント材料にするということでございますので、これは極めて合理的な、そして有効な処理方式といいましょうか、資源の有効活用方式であるというふうに考えております。

議員は灰を出さないとおっしゃいますけれども、出てきたごみが空中に消えるはずがございません。メタンは取り出されて、これはもう必ず燃やしませんとCO₂よりもたしか20数倍温室効果ガス効果を持っておりますので、必ず燃やさなければいけない。メタンを燃やしますと結局はCO₂になりますので、直接焼却をしてCO₂が出ていくのと実は何ら変わらないということがございます。CO₂のような出していくもの、あるいは液肥となって残っていくものもありますが、でもやっぱり何か残る。世の中から消えるなんてことは考えられない。一体それをどのように議員は処理するとおっしゃっているのか、そのこともぜひお聞かせをいただきたいというふうに思います。

これらにつきまして、合理的だと思えるような方式というのはございませんので、従前どおり私たちがベストだと考えているこの方式に基づく事業を進めてまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（芝地邦彦） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 生ごみ以外のごみをどう処理するのかというお尋ねがありました。これについては、

どういうごみが出ているか、生ごみ以外のものをずっと集めるとよくわかるんですね。一番多いのが紙、それから布、それからプラスチック製の容器、それからあと紙おむつ、そういうふうなものがきちんと区分できるわけですね。これは大木町でやっておりましたが、そしてその中で、どういう処理をすればこれが資源化できるかということについて研究をされてきたわけであります。

それでその他のもの、例えば金属類、これは金属取引業者に有価で引き取ってもらう、そういうもの。また、瓶についても同じようにできる。重量比でどれくらいあるかという計算と容積比、かさでどれくらいあるかというふうなことをずっとやっていくと、それぞれ処理の方式がはっきりわかってくるんですね。実際わかつててしております。それで燃やすものはなくなるといいますか、燃やさなくても済む。それから、埋め立てしなくても済むという方式が4年後にはできる。これは現実にそれぞれの対処方式が確立されてきつつあります。

あと、2つだけできないものがあるというのは正直におっしゃっておりました。これは塩化ビニールの関係のもの、それがなかなか難しいですというふうなことはおっしゃっておりましたが、これについても、今、日本では大変いろんな研究が進んでおるので、いろんな研究成果を取り入れて何とかしていきたいと思っているというふうなことはおっしゃっておりましたが、量としては本当にわずかの量だと。

大きな量としては、先ほど申しましたものがどれぐらいの割合があるのかということについて、それぞれ対応の仕方が確立しているということですので、私が答弁する立場にはもちろんないんですが、そういうふうにして生ごみ以外のものもきちんと処理ができる、そういう方式がちゃんと確立しているということだけは知っておきたいし、ぜひ百聞は一見にしかず、現場に行って見てきていただきたいと私は思うわけであります。

それから、メタンガスの利用方法について、電気と肥料というふうなことでありますが、これはエネルギーの普遍の法則というんですか、何らかの形で次のものに変わってもエネルギーがずっと残っていくということで、そのエネルギーをどう利用するかということにかかるてくるわけあります。それでエネルギーにかわるものとしては、電気にかわるということ。もう一つは、肥料にかわる。この肥料を効果的にまいて、今では足らないぐらい需要がふえてると。最初の1年目、2年目は余っておったというふうなことありますが、現在は春と秋に向けてその事前に田んぼやまた畑、あるいは家庭菜園、そういうふうなものに使っていただくために3,000トンのタンクをもう一つ用意をして備蓄しといて、そして一举に使われますからそれに対応できるようにしているということで、現在では足りないくらい需要がふえていると。

それから、最初はにおいの問題もあった。私も現場でそのものをおってみましたが、かすかなにおいはいたしておりますが、当初やったときには畑においがしばらく残っておって、嫌だなどという人也有ったというふうに聞いております。ところが、もう最近ではこれが土壌の活性化に役立ち、そしてそこでできるものは安全・安心の作物であるというふうなことを皆さん実感し、実証し、また公的な機関での作物の栄養価の向上、こういうふうなものが証明されたというふうなこともあります、このにおいは一時的なもので、しばらくしたらもう気にしなくてもいい状態になるとい

うふうなことで、住民の皆さん気が持ちよく受け入れておられる。年中行事の一つだというふうに理解していただいているという現地のお話であります。こういう点についても、やはり有効に利用されている、されるんだということで、それがまた付加価値を生んで新たな産業の振興にも役立つというふうなことありますから、管理者につきましてもこの点は誤解のないようにしていただきたいと私は思います。

それから、もう一番肝心なことは住民の協力、理解、これについて市町の責任だとおっしゃっておりますが、私は規模を決めたり、それから維持管理費を決めたりするこの組合が住民の声をやっぱり直接聞く必要がある。それから、市町でやられた方式についての対応が余りにも数字が低い。これで聞いたとされるんでは、やっぱりよくないと思うんですね。ですから、大きなお金をかける前にやっぱりこの組合を単位として、行政事務組合としていま一度全世帯へアンケートをとる。そのことはもう最低限の管理者の責任ではないかと思いますが、3回目の質問となりましたが、以上、一部答弁みたいになりましたすけれども、よろしくご答弁お願いします。

○議長（芝地邦彦） ただいまの質問の前段2つは、ご意見というふうに受け取っておきます。

○古池信幸議員 質問があったから言つたんです。

○議長（芝地邦彦） はい。

それでは、答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 紙、布、プラスチックを一体どう処理されるのかとお答えにならずに、4年後にはできますということでもってこの計画をやめるとおっしゃるのは、いかにも無謀なご意見だというふうに私は思います。ぜひ見に行けとおっしゃいましたけども、見てこられたわけですから、一体じや紙や布やプラスチックやそういったものをどうされているのか。ぜひまた教えていただければ。あるいは4年後にどのようにそのような理想的なものが実現しているのか。それはそれで大木町の挑戦についてはエールを送りたいと思いますけれども、1市2町としては採用するようなことはできない、この結論は変わりません。ひっくり返すのであれば、ぜひ先ほど来申し上げておりますように現実の合理的な論拠をもってお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、液肥についてのご意見をお聞かせいただきましたけれども、このごみ処理の安定化という点から見ますと極めて重大な欠陥を持っています。大木町の場合、住民の協力があつてされていることについては、先ほど来申し上げておりますようにとやかく言うつもりはございません。しかしながら、もし農地が減少し、あるいは農家がその液肥を使うことを拒否をし、あるいは使いたくとももう農業から去っていったときに、その液肥をどこでさばくのか。そのようなシステムをつくり上げることは、これは危機管理上適切ではないと思います。

また、今既に農家はさまざまな肥料を使っておられます。堆肥についてもそうです。家畜から出てくるさまざまふん尿を堆肥化して広範に使われておりますけれども、それをやめて液肥を使えというようなことが本当に現実的なのかどうか。頭の中で考えられたらそういうことも可能なのかもしれませんけれども、とても現実的な案とは私は考えられません。

それから、役割分担につきましては、もう地方自治法をお読みいただくほかはないのではないか、このように思います。

○議長（芝地邦彦） 以上で古池議員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、発言通告がありました13番峰高正行議員。

○峰高正行議員 13番、豊岡市議会、会派清流の峰高です。どうぞよろしくお願ひします。

できるだけ簡潔にお尋ねしますので、明瞭なご回答をお願いしたいと思います。

まず、最初に施設規模についてでございますけども、施設規模を決定するに当たり、基本計画のどの数値を一体重視して決められているのか。この資料を見させていただきますと、平成28年度の時点の処理対象量の焼却対象量3万7,918トンをもとに、日量142トンの焼却施設を考えられておられるようですが、この142トンという規模に対して、参考にされている数字というのはこの3万7,918トンだけなのか、それとも何かほかにさまざまな要素があり142トンとされているのか。

また、これは案ということですけども、このままいきますとほぼ142トンで決定ということでの理解でいいのか、お尋ねをいたします。

次に、ごみ処理量の将来予測についてでございますけども、豊岡市、香美町においては平成22年度から23年度にかけて人口はずっと減少してきているのに、ごみの収集量がふえております。この原因が一体何なのかという考えられる点をお尋ねしておきたいと思います。

それから、このずっと順調にごみが減っていればいいんですけども、この最後の時点で少しごみの量がふえているということは、その将来予測に対してどういう影響を与えていているのか。今回、施設を決められるときの平成28年度の3万7,918トンという数字は、この最後の22年から23年度にごみの焼却量がふえたために、予測値として非常に上に上がっているんじゃないかというような危惧もされますので、その将来予測にどのように反映されているのかお尋ねをします。

次に、6章の6節、その他ごみ処理施設に関し必要な事項ということで、その中に、今、非常に日本じゅうで問題になっております放射性物質への対応の方針というものがあろうかと思います。その辺の方針を、この基本計画の中に明記しなくてもよいのかという点をお尋ねします。

それから、次に一般廃棄物処理基本計画において、先ほど私も初めて聞いたんですけども、これは一体この費用をどれぐらいかかるんだろうということが全くわからないままに計画書というのになっているんですけども、先ほど聞きますと大体予測では88億ということでございますけども、それぞれこの施設計画において費用面、あるいは各市町が持っている財政面からの考察というんか、そういったところでのその記述といいますか、そういったものをこの計画書の中には明示しなくてよいのかお尋ねをします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、放射性物質についてお答えをいたします。

自然界には、もうご存じのとおりもともと放射性物質がございます。例えば、昆布1キログラム当たり2,000ベクレルの放射性カリウムが入っている。私と峰高議員の体の中にも、4,000ベクレル程度の放射性物質が入っております。こういった自然界のものについてどうするかということを、これは排除するというのは現実には適当なことではございませんし、今も行っておりませんので、このことについて特に取り組みが必要だとは考えておりません。

問題は、人為的に管理されている、あるいは人為的に新たに発生する、例えば原子力発電所のようなものでございますけれども、そういうようなものにつきましては法律に基づいて基本的に管理されることになっておりますので、そういったものが一般廃棄物処理施設の中に入ってくるということは法律上はあってはならないし、普通はあり得ない。

ただ、今回のような事故が起きてその放射性物質が飛び散った場合に、その放射性物質に汚染された廃棄物をどうするかというのは、これが今回も大きな問題になっております。

ただ、その場合には、まさにそのときにしっかりと議論するということがむしろいいのではないかと思っております。といいますのが、自然放射線も私たち浴びておりますから、要はどの程度までなら許容できるかどうかということは科学的には言えますけれども、例えばその処理施設の近くに住む方々から見ると、科学的な判断だけではなかなかこれは納得できないという事情は現実にはございます。あるいはそういったものについて、過敏にやっぱり感じる方というのは現実にあります。いいとか悪いとかじゃなくって、現実問題として例えばアトピーをお持ちのお子さんをお持つお母さんからしますと、その辺に対して非常にナーバスになるということも、これもいわば当然といいましょうか、やむを得ないことだろうと思いますので、客観的な問題プラスそのような気持ちで受け入れられるかどうかということも大変重要でございますので、現実に将来そのようなことが起きたとして受け入れるにせよ受け入れないにせよ、そのような議論を尽くした上で結論を出す必要があろうかと思っております。

したがいまして、事前にこの北但の施設の中にルールとしてそれを書くというのは、むしろ適切ではないのではないか、このように考えているところです。

その他につきましては、担当から答弁させていただきます。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私の方からは、施設規模の決定についてのお尋ねに対してお答えをさせていただきます。

議員の方のご指摘のとおりに、平成28年度のごみ処理量をもって計画規模を決めております。この理由につきましては、この計画において平成28年度から38年度までのごみ量という中で見ますと平成28年度がピークだということですし、その38年以後についてもごみ量というのが平成28年度を超えるようなことの見込みが立たないということから、一番最大値であります平成28年度のごみ量

をもって規模を決定したということです。

施設規模に当たりましては、国の示す基準280日を稼働として規模を算定し、稼働調整率0.96を割り戻して規模を決定しているわけですけども、前段で申し上げました海岸漂着ごみであるとか災害ごみであるとかという中で、その稼働日数等を調整しながら運転するというふうなことで申し上げました。

ちなみに、参考までにお隣の南但の方ではこの280日を310日で計画したりとか、D B O、他の先進では300日とかいろいろ運転稼働日数を変更することによってそういうふうなものをカバーしているというふうな事例がございますので、そういうような中での対応ということを先ほど申し上げた次第です。

なお、施設規模については、そういう意味で決定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 事務局次長。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） 私からは、基本計画の中の費用面、財政面からの記述についてお答えさせていただきます。

今回改訂しようといたしております北但行政事務組合の一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成20年6月に環境省の大蔵官房、廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課の方から示されましたごみ処理基本計画策定指針に基づいておりまして、その指針の方でごみの発生量及び処理量の見込み、並びにごみの処理施設の整備に関する事項といいたしましては施設の種類ごとに処理能力、処理方法などを記載することとされております。

ご質問の事業費につきましては、現在の循環型社会形成推進地域計画が今年度末で終了することとなっておりますことから、第2次の循環型社会形成推進地域計画の策定を現在進めておりまして、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） 私の方からは、ごみ処理量の収集ごみの状況等についてご説明申し上げます。

まず、組合の計画書10ページの方に、豊岡市、香美町における平成23年度の収集ごみ量、こちらの方を記載いたしております。豊岡市さんでは1万5,872.08トン、香美町さんでは3,781.43トン、それぞれ直前の平成22年度からは豊岡市さんでは1.67%、香美町さんでは2.2%の増加となっております。

議員ご指摘のようになぜかという分析、両市町ともなさっておられました。一部には観光客が若干増加傾向が見られたというものもございましたが、ただ、明確な理由は両市町とも分析ができないということを伺っております。

それから、豊岡市における収集ごみにつきましては、72ページの方に今後の予測等を記載いたしております。平成24年度上半期においても、まだ現在増加傾向が続いているということから、平成24年度1万6,155.58トン、こちらをピークとして将来予測を行っているというふうに伺っております。

それから、香美町さんにおきましても、収集ごみは平成23年度に増加に転じた状況というので配慮して、平成23年度のごみ量3,781.43トンをピークとして24年度には3,562.60トンに減るという形で、将来予測の中では減少傾向を検証されており、それぞれ施設側の整備に関し過大に触れたということはないものと認識いたしております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 13番峰高正行議員。

○峰高正行議員 ありがとうございました。

今、ごみ処理のその将来予測について私が聞いたかったのは、北但の組合として将来、23年度もふえる、それから24年度もふえるというようなことで、じゃ28年度はどうだというその予測をする上で、ふえる方向といふんか、考えてるのか、それとも漸減といふか、少しだけ減っていくのか、それとも今までみたいに平成18年から22年度までのその減り方をもとに予測をするのか。結局、その28年の予測に基づいて施設規模が決められるということですので、そのあたり関係市町の市民の皆さんにわかりやすい説明がつく、こういうことでこの予想は平成28年度は3万7,918トンになりますよというその説明をやっぱりしっかりとしていただきないと、考えてみると前回のこの一般廃棄物処理計画を見ていますと、人口の減少も、それからごみの量も本当に現実と大きくかけ離れたものになって、それがずっとホームページ上でも提示されとったというそういう現実がありますので、今回これをシビアにされてるとは思いますが、やはりこういうことをもとにこの数字を出しどとるという説明がつくような説明をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それから、基本計画中の費用面、あるいは財政面からのことは、何か2次の地域計画の中に入れるというようなことだったんですけども、そういうふうにしますとこの施設規模の費用を算出するときに、例えばこれだけのものをやるのにこれだけかかりますよという、要するに業者からの提案というか、D B Oからの提案に対して当然142トンのごみを処理しようと思ったら何億円かかりますと言わされたら、それが根拠でそれだけかかるから、じゃ市や町の財政をそれに合わせてやって何が何でも燃やさないといけないんだから、何が何でもそれをやっていかなくちゃいけないという方向になってしまふんじやないかなというふうに思うんです。

ですから、市や町の財政をしっかりと見て、これだけしかない、これだけでやってくれという当局からのD B Oに対する提案というんですかね、逆に142トンをおたくは何億円で処理してくれるって言ってるけども、そんな金はないんだから、財政的にそれは無理だからもう少し安くしてこれだけの金にしてくれというような話とか、そういったものができないんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、結局そのアドバイスをもらったところの話からそれをうのみにして、じゃこんだけかかりますと言わされたら、そんなにかかるんかと。じゃその金をまたもうちょっと用意せんとあかんなというようなことになてしまうんじやないかなという懸念を持つとるんです。

ですから、財政計画というのもその計画の中にしっかりと盛り込んで、例えば合併特例が切れる平成28年、それから豊岡市だと全くなくなる33年度以降はなかなか財政が厳しいから、そこからもう少し安く運営できるようなシステムにしてくれだと、そういうような思い切った提案を僕はぜひしてもらいたいなと思うんですけども、そのあたりこの基本計画の中にもう一つ盛り込めないの

かなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、議員のご質問の中というのは、DBOのやり方の手法の部分にかかわる部分だと思うんですけども、DBOにつきましては公設公営でやった場合のケースを一般のプランメーカー一等から見積もり等を微しまして、過去の事例、DBOでやった事例とか入札減とかの実施例とかを算出して、DBOでの効果はこれだけあるんではないかということを出して、DBOとしての予定価格的なものを決めていきます。それを参考に、事業者、私ども管理者の方からある一定の予定価格というものを求めて入札に付していくって、それぞれが落札する業者を決めていくというふうなやり方をやっていくわけでございます。

したがいまして、今後そういうふうなやり方で、安からう悪からうというのもあろうと思いますし、そういうお金だけで決めていい部分と、もう少し地元の活性化という部分を求めて非価格的な要素での評価というのも当然あろうかと思いますので、総合的にそういう判断をしてそういうふうに入札で決めていくというふうなやり方をしていこうというような考え方で、改めてまたそういうお話をさせていただく時期が来ると思いますけども、今回についてはその事業費については最終的にはそこでしか決まり得ないという部分があって、ただ、補助金をいただくためには地域計画を定めまして事業費を出していくという必要がございますので、そういう意味でそこで明らかにさせていただきたいというふうなことを申し上げておる次第です。よろしくお願いします。

○議長（芝地邦彦） 13番峰高正行議員。

○峰高正行議員 では、最後に一つ、放射性物質への対応についてですけども、何か起ったときにはそのときに考えればいいという、私もそれを決して反対するもんではないんですけども、例えば今回関西電力が大飯の原発2基を再稼働させてますし、それから大きな事故でなくても大飯から豊岡市も50キロ圏内に但東町の一部は入るというような状況でもありますので、そういった原発だとかそういういたところでのちょっとした事故とかが起きたときに、当然市民の方は非常に心配されるんじゃないかなという気がするんです。

そのときに、本当にそういったところの対応というのか、測定というのか、どういう今現状にあるかということは即対応せざるを得ない問題だと思いますので、一定の期日があってもどうかなというふうに思うんですけども、再度ちょっとその点だけお聞きします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 例えば今、原発のことにお触れになりましたけれども、原発は日本だけにあるわけではございませんで、要は日本の西側にもあります。例えば朝鮮半島でありますとか中国大陆で同様な事故が起き、あるいは核実験をされてそれが偏西風に乗って飛んでまいりますと、放射性物質がいわば日本全土にばらまかれることになります。そしてそのときの霧の動き等によっては、外で汚染された、今回、東日本で問題になりましたように被災地で汚染されたものを豊岡なりある

いは香美町に持ち込んで処理するかどうかどころではなくって、自分たちのエリアの中に放射性物質に汚染されたものが現に存在をして、それをどう処理するかというような場合もございます。

したがって、いろんなケースを考えられますので、基本的には先ほど申し上げたとおり事が起きたときに議論を尽くして、そしてできる限りの理解を得た上で判断すべきものと、このように考えております。

○議長（芝地邦彦） 次に、9番森利秋議員。

○森 利秋議員 香美町議会の森でございます。よろしくお願ひをいたしたいと思います。

私は、現時点ではこの計画案に対しまして総論賛成各論反対ということで質疑をさせていただきたいと思います。

それから、議長のお許しを得まして、質疑通告は2問を出してますが、きのういただきました資料等もございますので、2点ばかり追加させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、1点目でございますが、香美町の一般廃棄物処理計画案についてのパブリックコメントの期間であります、これが6月20日から7月20日でございましたが、その期間中の7月15日に正副管理者会で香美町、新温泉町の直接搬入ごみの事業系プラスチック類は北但ごみ処理施設では受け入れしないことが決定をされました。これは一体なぜでしょうか。

本来、合併問題と私はこれ一緒だと思うんですよね。それぞれ1市2町で違いがある中で同じ事業をやろうとしているわけでございますので、香美町、新温泉町の現行の処理体制を尊重して計画案は定められるべきではないか、これが1点目でございます。

それから、2点目でございますが、事業系プラスチック類、これにつきましては豊岡市さんではもう受け入れはされてはない。香美町、新温泉町では現行受け入れて処理をしておる。焼却処分をしております。

下水汚泥に至りましては、私の聞くところでは豊岡市さんでは脱水機から出た汚泥をさらに乾燥させて、乾燥汚泥として処理をしておられる。香美町、新温泉町については脱水機をかけた後のいわゆる生汚泥といいますか、それをそういうことで処理しておる。実は、これについても、じや北但の処理施設の中で現行どおり各市町の違の中で処理をされるのか。それについても、ちょっと資料の中ではきちんと明確にされておりませんので、これも明確にしていただきたい。

それから、私は獣の処理と書いておりますが、いただきました資料の中では動物の死骸というふうに、これは皆さん方のお手元に渡っていると思いますが、これにつきましても私の聞くところによりますと、新温泉町さんでは例えば100キロを超えるイノシシであっても、現行の焼却処理施設で処理をされておる。我が香美町においては、そういった動物については20キロ未満のものについては処理をしておる。これとてイノシシがふえる中で我が香美町では猪名川町でしたか、そちらへ持つていって1頭2万7,200円ですか、そういう金額を使って処理しておるというのが現状でございます。これは処理の資料の中ではこれから調整だというふうに伺っておりますが、これらについても本来はこの資料の中できちっと提示していただければ親切でよかったかなと。

これは私は資料というのは何も議会議員の資料ではなくて、やっぱり町民さんにわかるような形で資料は作成すべきではないか。これは蛇足でございますが、こういった1市2町で現行の処理方法に違いがあります。他にどのような違いがあるのか一覧表で示して、この北但事務組合の一般廃棄物処理基本計画案の中でどのように調整をされたかということを説明していただきたい。これは資料をいただいておりますので、また説明をお願いいたします。

それから、3点目でございますが、きのう私がいただきました資料で、これは議員の皆さんにはないと思いますが、私の資料請求いたしましたのが計画案策定に至る正副管理者会、構成市町担当者会議等、時系列に会議内容、決定事項等の資料を提示していただきたいということできのういたしました。

この中で、平成23年5月12日に第1回の関係市町課長会・作業部会合同会議というものがなされておりまして、決定事項等の中で、計画書に住民意見を反映させるという1項がございますが、先ほどから皆さん方から住民意見のことが随分出ております。この23年5月12日に決定された計画書に住民意見を反映させる。このことは、どのように住民意見を反映しようとされたのかをお尋ねいたします。

それから、4点目でございますが、北但行政の一般廃棄物処理計画案の12ページでございます。この12ページに、下段の表で香美町の直接搬入ごみ量の実績というものが載っておりますが、この中で燃えないごみ、プラスチック類、平成23年度で118.65トンというふうに書いてありますが、これが現在どう処理されているかをお尋ねいたします。

それと同時に、新温泉町さんの事業系ごみの数量というのが全く何か見てもわからないということになっておりますので、23年度分で結構でございますので、新温泉町さんの直接搬入の事業系ごみの数量は一体幾らなのかをお尋ねいたします。まず第1問でございます。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） この一部事務組合のことを合併に例えてのご質問をいただきました。

合併の例えを使いますと、合併をした場合にはすべてのサービス、負担の水準を同じ市民なり町民は同じルールでもって適用されるということですから、原則統一をするということではないかと思います。もちろんそれまでのそれぞれの経緯とかございますので、統一までの間に経過措置を設ける等の工夫をすることはもちろん一般論としてあろうかと思いますけども、基本的には一緒にするということではないかと思います。

特にその施設を設置し、管理をします、運営をする北但行政事務組合の側からいきますと、1市2町というのは言うならばお客様になります。Aというお客様とBというお客様に対して受け入れられるものが違ったりとか金額が違ったり受け入れ時間が違ったりするというのは、これはその施設を運営する側から見ると適切ではございませんので、原則は一致をさせるということではないかというふうに思います。

ただ、その中で、どうしてもいろんな事情でもって統一がしづらいものについて、それが許され

る範囲のものであるのかどうか。あるいは負担に差をつけることによってそのようなことが可能なのかどうか、そういう議論が一部可能かもしれないというふうに思っております。

その廃プラスチックでございますけれども、先ほどのこの協議会のあいさつの中でも触れましたけれども、議員ご指摘のように別々のものでありますけれども、基本的にはすべて1市2町について受け入れるか、1市2町についてすべて受け入れないか、どちらかではないかというふうに思っております。すべて受け入れるということにいたしますと、年間約5,000トンの廃プラスチックが現在の142トンとは別にそれに上乗せされる形で出てまいりますので、その結果、142トンがそれではとどまりませんで、19トンを施設を増加させなければならない、こういったことになります。極力小さな施設にしたいということでもございますので、その方向は北但行政事務組合としては採用しがたいものというふうに考えております。

ちなみに、一番多くの廃プラスチックのごみが出てくることが予想されます豊岡市におきましては、平成19年度にそれまで事実上受け入れておきましたけれども、これを徹底して排除いたしました。相当関係者から強いご批判もいただきましたけれども、これを徹底した結果、約4,500トン廃プラスチックが減った、ごみ量が減ったということがございます。

実は、このときの豊岡の経験からいきますと、炉自体が850度から950度で燃やすという設計になっておりますけれども、廃プラを入れますと温度が上がってしまいまして1,000度とか1,050度、あるいはさらに上昇するというそういったことが続きます。そうしますと炉を極度に傷めますので、結局何をすべきかというと、一度に燃やすごみの量を減らして、そして全体の温度を下げるという運転をせざるを得ませんでした。そうしますと、当時豊岡市の施設が140トンでありますけれども、その名目どおりの焼却量ができない。もっともっと少ない量しか燃やすことができない。こういった事態が実は予測をされまして、当時の豊岡市としてはこれを避けるべく、あるいは新しい施設に備えるべく市民との相当厳しい議論をやりとりした上で廃止をした経緯がございます。

こういった事情を考えますと、それぞれの今2つの町で受け入れておられて、事情についてはよく理解はできますけれども、方向としては廃プラスチックについては受け入れをしないという方向をとらざるを得ない、このように考えているところです。

理論上、仮に豊岡の人々がこの不公平さをのみ込んで、2町についてだけオッケーだとするとすれば、約2トンの炉がそれでも必要でございますので、その部分の建設費等を2町の方に受け持つていただくということになります。

ただ、一番問題なのは、豊岡の方では既に何年か前に多くの市民の負担も求めながら廃止したものを、2町だけ引き続き廃プラの処理ができる。こういったことについては、なかなかこれは理解は得られにくいのではないかと思っております。

ただ、その上で仮にということですけれども、仮に2町だけ引き続き2トンふえる分の負担を余分にしていただいていたとすると、例えばでありますけれども、豊岡で今専門の処理業者に処理を委託している方が、例えばまず豊岡の廃プラスチックをたらふく載せて、そして最後に香美町で少しだけ香美町の廃プラを載せてそして持ち込みますと、これを拒否することはできません。その場

合には香美町の実績が大きく伸びてしましますので、実は最終的に処理費用を利用実績によって案分する部分があるわけありますけれども、そうしますと豊岡の負担が減って、香美町あるいは新温泉町の負担がふえる可能性があります。

さらに、産業廃棄物の場合には、この1市2町以外の廃プラを積んで、最後に香美町なりで少し積んで持ち込みますと、これもなかなか拒否がしにくい。といいましょうか、それは例えば養父市のものだと朝来のものだとはなかなかこれは言われない。そうしますと、本来の1市2町のごみ以外のものも受け入れる可能性が非常に出てまいりますので、こういった心配事を念頭に置きますと、ここは今提案をさせていただいておりますように、今の案に掲げておりますように、廃プラについては原則これは受け入れないということをやるべきではないか、このように考えているところです。まだ施設が実際運用開始までに数年ございます。ぜひ北但側といたしましてはそのための準備をしていただければ、このように考えているところです。

私からは以上です。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、汚泥について、乾燥した汚泥と脱水した汚泥の内訳がわからないというふうなことでございますが、計画書の135ページをお開きいただきたいと思います。

ここに脱水汚泥量と乾燥汚泥量の内訳を書いております。ちなみに、今回の施設規模を算定する際の年度が平成28年度でございますのでその欄を見ていただきますと、一番下、合計、組合と書いてありますけども、脱水汚泥が2,312.25トン年間発生量として見ております。乾燥汚泥が年間1,318.58トン、合わせまして3,630.83トンという数字が今回の焼却対象の量として計上させていただいております。

それから、一般廃棄物処理基本計画についての会議での平成23年5月12日の計画書に住民意見を反映させるという決定事項の内容はというふうにお尋ねでございましたけども、このことについてはそれぞれの構成市町において実施をされましたパブリックコメント、あるいは議会側への説明というふうなことを通じて、住民の意見を反映させるというふうなことで確認をさせていただいているところでございます。

それと、あと1市2町で異なっている処理等についてのご質問でございます。

それぞれの議員の方にもお出しをしておりますけども、現在把握しております1市2町の処理方法が異なるものとして、まずはA3の紙にあります処理困難物の取り扱いということです。これはその中に最終的に獣の部分ということで処理困難物の一番下の欄がありましたけども、動物の死骸というふうなことを書いております。動物の死骸で、議員の方がご指摘のように新温泉町さんの方ではイノシシやシカの大きなものも処理をしているというふうなことでございますけども、豊岡市あるいは香美町ではそれは処理がし切れないために外部に委託等をされてるということです。

ここで検討中と書かせていただいたのは、メーカーの方にも確認をさせていただきましたけども、現在のストーカー炉だけで大きなイノシシとかシカという部分になりますと、未燃で残ってしまうということを言われております。したがって、それを処理しようとするすれば専焼炉を設けてする、そ

の専門的にそれを処理する炉を設けてやるということですけども、必要があるというふうな提案を受けております。

したがって、ここで検討中といいますのは、動物の死骸の大きさをどの程度まで、イノシシのウリボウ的なものまでだったらオッケーだとか、そういうふうなことを議論しようということで検討中というふうな書き方をさせていただいている。今現在課長会等で確認をしておりますのがこういう内容で、それぞれ新施設にはこのようなことを困難物としてはどうかというふうなことで、現在検討を進めているというふうなことです。

それともう1枚、A4の紙でお渡しをしておりますけども、まず一番上で廃棄物の処理の手数料についてということで上げております。計画収集については、それぞれの町、袋で徴収したりされているわけですけども、その値段にも若干の違いの部分もございますけども、これはそれぞれの構成市町で処理すれば足りることだろうというふうに思いますけども、直接搬入のごみについては施設の運営上これは統一した方が好ましいということから、運営の違いということで書かさせていただいておりますけども、豊岡市では20キロにつき260円、香美町では10キロごとに100円、新温泉町につきましては20キロごとに200円というような違いがございます。

それと、次に処理可能な可燃物の大きさということで、今回焼却炉はストーカー炉ということで計画をして進めていますけども、その受け口の関係上、中に投入できる大きさというのも制限があります。ここでは豊岡市が長さ1メートル以内、香美町が長さ50センチ以内、新温泉町は長さ1.8メートル以内ということで違いがございます。

土曜日の対応につきましても、それぞれ豊岡市は毎週午前中のみを受け入れ対応されてますし、香美町は第1、第3のみを受け入れ対応、新温泉町は計画収集のみを午前中受け入れ対応というような違いがございます。

年末年始については、12月31日から1月3日というのが豊岡市でございますし、香美町は12月30日から1月3日、新温泉町でも同様ですけれども、こういう違いがございます。

昼休みについても、香美町のみが受け入れ可能ということですし、他の豊岡市、新温泉町は受け入れ不可というふうなことです。

クリーン作戦等の受け入れについては、このように年1回のクリーン作戦、あるいは新温泉町さんは町主催のみの受け入れをするというふうなことになっております。

これらに違いがあるわけですけども、組合としましては既存の住民サービスの低下につながることのないように、今後関係市町と協議しながら検討していくことというふうにしております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時41分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○施設整備課長（土生田哉） 先ほどご質問いただきました、新温泉町さんのプラスチックごみはどこ

に入っているのかというご質問でございます。

新温泉町さんのプラスチックごみというのは、13ページでございますと燃えるごみの中の範疇に含まれた形になっております。

ただ、事業系の廃プラスチックがどれぐらいの数量になるのかという試算を新温泉町さんとも相談をさせていただいて、ごみ組成から一定規模で試算をさせていただいた場合、23年度では大体350トン程度ではないかというふうに類推をいたしております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 9番森利秋議員。

○森 利秋議員 1点目の関係ですが、市長からは2町についてもいたく考慮していただいているというふうには思うんですが、先ほど冒頭のあいさつの中で事業系のごみを豊岡市まで入れ込んだら幾らというような試算をいただきました。

私がなぜ新温泉町さんのも言ったかといいますと、じゃ管理者から言われている香美町、新温泉町のものを受け入れた場合に2トンもの炉が必要だとかというような議論がありましたんで、事業系のごみについては数を確定しないと成り立たないわけですよ。それで伺ったんですが、ちょっとそこら辺も非常に疑問があります。

それはともかくとして、1点目の関係でございますが、仮に受け入れた場合ということで管理者の方から、理論上、香美町、新温泉町を含めると2トンの炉が必要だということは多分數値としてはあるだろうと思うんですが、先ほど私が12ページで伺ったのが、香美町の場合、事業系のごみというのはこの燃えないごみの中にカウントされてるんですよ。直接搬入ごみの燃えないごみの23年度では118トン、これは私は現行焼却処分しているというふうに認識しておるんですが、それで間違いないかどうかも確認させていただきたい。

そのことを基礎にして考えるなら、私も新温泉町さんの量はわかっておりませんが、香美町が118トンであれば新温泉町さんとしてはもう少し少ないんではないかということで、私も計算をさせていただいたという経過があります。

仮にその350トンがどういう中身かは全くわからんのですが、香美町から類推して仮に香美町が118トンであれば、新温泉町さん、それ以下であるではないか。これはあくまで想定でまことに申しわけないんですが、仮に年間200トンであれば、先ほど事務局長の方からですか、今度28年度から稼働する炉に関しては280日あるいは300日、310日稼働できるということであるなら、仮に280日で割り込んでみても一日の量というのは700キロぐらいの単位なんですね。それから、先ほどもありましたように次の炉は142トン一日処理する。

せんだって、我々北但議会のメンバーで視察をさせていただきましたが、炉というのは仮に142トンであればその1割余裕を見てつくるらしいですね。今回の炉がどういう設計になるか私はわかりませんが、基本的にはそういうことだということはせんだっての視察で伺いました。10%であるなら、今、私が言った計算値がそれが新温泉町さんが300トンになった場合にどうなるか。今まだ計算しておりませんが、想定外でございましたので。であるなら、管理者が言われる2トンの炉が本当に必要なのか。現行の計画の炉の中で処理できるんではないかというのが私の主張です。これは

確かめていただいて、私の方が誤りであればまた計算させていただいて考えたいと思いますが、そこら辺もきちっと考慮した上でお願いをしたいというふうに思います。もう一度そこら辺はきちと計算の上でしていただきたい。

それから、管理者が言われました、じゃ一体そこを認めたらどこのごみかわからないという不安をいただきました。この件に関しましては、私の中では全く解決がついておりませんので、またそれはしっかりと考え方させていただくというふうに思いますが、そういうものというのはチェックする方法というのがあるんではないか。すべて業者というのは許可制になっているでしょうから、そこら辺のことからもできる可能性があるんではないかということを申し上げたいというふうに思います。

それから、2点目の汚泥の関係なんですが、今、130数ページに書いてあるというふうにありました、私が聞きたかったのは、じゃ豊岡市さんは汚泥について乾燥汚泥として結構な量でやられるわけですよ。我が香美町も、乾燥汚泥が少ないんですよね。そこら辺をごみ処理施設に当たって、これだって大きなカウントになるわけですね、汚泥一つ。それじゃ全体として乾燥汚泥で全部北但に持ち込もうだとか、そういう議論の上でどう調整されたかということが伺いたかったんです。数量の話ではなくてね。当然、生汚泥であれば水分率が80数%のものですわね。乾燥になりますと何%か私は全くわかりませんが、少なくとも熱量からいえば乾燥汚泥の方が燃焼にはすぐれているはずだ。これは単純にわかるわけでございます。そういった議論が構成市町の中でされた上でこういう調整がされたのかということをお尋ねしたかったです。

汚泥に関してはそういうことでございますし、それから3点目の会議録といいますか、その中で町民の意見を聞くと。私が予期したとおりに、構成市町の中で意見を聞きますというのはあくまでパブリックコメントであり議会の意見であったと。そうしたら、皆さん方が議論されているように、じゃ町民の意見というのはどこに入ったのかということなんです。パブリックコメントは、先ほども言いましたように我が香美町の例でいければ6月20日から7月20日まで、町民の皆さんのご意見を伺うということだったでしょ。でも、管理者は7月15日には既に決めておられたんですよ。これが現実なんです。これが町民の意見と言えるかどうか。

したがって、町民意見というのが本来的には計画案、各市町が計画案をつくる段階で、案をつくる前の段階で意見、主張というのを聞くべきであったのではないか。だから今になってから、事業系のごみの問題にしてもそうですよ。なぜ今になってこんな問題を出さないかんのか。おかしいでしょ。それはもう事前に、もっとしっかりと以前の段階でやっておくべきはずですよ。管理者が言われるようにあと4年ありますって、そういう話では私は町民さんは違うと思いますよ。それなら統一するんであれば、計画案をつくる前の段階においてきちと調整しておくというのが本来でしょ。

私の香美町、ひどかったです。話が長くなってしまった申しわけありませんが、じゃ案までに、実は6月20日にはこの事業系のごみに関しては昨年の6月に要望書が出されております。事業系のごみに関しては、28年度からも請け負っていただきたいという旨の要望書が出てましたよ。それでことし

の6月に計画案でしょ。その間、一度も説明も意見交換も何にもないんですよ。町民の意見というのはどこに実態があったかといったら、これは我々も反省すべきだと思いますよ。これは愚痴になるかもしれませんのがね、少なくとも香美町では全くそういう格好で来たんですよ、この計画案をつくるに当たってね。だから私も非常に不安なんですよ。本当に不安ですよ。本当にこのままいつて大丈夫かなと思いますよ。

ちょっと蛇足が過ぎましたが、2回目の質疑はこれで。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、施設規模についてですけれども、この142トンというのは平成28年度のごみ量をまず予測ですけど数値があって、それを280日稼働で行って一定の調整率、国の示した試算の率を掛けまして、自動的に142トンが出てまいります。

もし新温泉、香美についてのみ廃プラスチックを受け入れるとすると、ごみ量、つまりその掛けるもともとのごみ量がふえますので、したがって142トンから144トン程度になるというふうに先ほどの計算式を使う限りはなる、こういうことになります。

もちろん森議員が言われたように、その程度であればもう142トンで吸収できるではないかという考え方もできないわけではありません。仮にそうだとすると、それは実際には280日稼働が300日稼働を使うこともあるかもしれませんけど、それはまさに日々の変動に合わせるとか、あるいは小規模な災害時、あるいは海岸漂着ごみを多量に対応するとかいったのも余力として、いわば実際の稼働と、それから稼働能力との差が余力になりますけれども、その余力を狭めることになります。

したがいまして、もしその廃プラスチックを2町についても受け入れるということであれば、先ほどの算式を変えることなく144トンにすべきものと。仮にそこを百歩譲って142トンのままでするとなれば、当然2町の方のごみをたくさん、言うなれば例外的に2つの町のを認めるわけでありますから、割り勘そのもののあり方を見直していく必要があるもの、このように考えております。

そして、何よりも先ほど申し上げましたように、豊岡市民があれだけ努力をして4,500トンからのものを減らしてきたにもかかわらず、なぜ2町だけが特別扱いになるのかという、そのところの不公平感をぬぐうことはできないだろう、このように私としては考えております。

それから、チェック方法について、できるのではないかというお尋ねがございました。

つまり、例えば豊岡で廃プラを集めて、香美町の方の廃プラを少し乗せて、そして施設に入ってきたときにできるだろうというのは、1台2台なら恐らく可能だろうと思います。これはもう豊岡自身の経験でありますけれども、現場で物すごく激しいやりとりがあります。どこにでは何町のごみだと書いてあるんだと。それを一件一件全部つぶさにやることは、これは現場では不可能です。そのたびごとに、現場では激しいやりとりを持ち込む方とやらなければいけない。そのようなシステムをつくるというのは、理論上はできないわけではありませんけれども、現実問題としては相当困難な道なのではないかというふうに私としては思っているところです。

それから、汚泥については担当の方からお答えいたします。

正副管理者会の方針のことについてご指摘がございました。この正副管理者会で決めましたのは最終決定ではございません。まず、そもそも今回のもの自体が案です。今、きょうの議論を踏まえた上で最終的に決めたいと思っておりますけれども、そのときの結局それぞれの市町の実情が違いますので、その方針としては決めたけれども、それぞれの市町の中では市町の責任においてどうするかということをそれは議論がなされ、あるいは了解を得られるべきだという前提のもとでございまして、あの段階でお触れになりました時点で、その段階でもうだれが何を文句を言おうとこれで正式に決定ですということではございませんので、この点についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

やっぱり一番現場に近いところで、その新しい方針についての理解がなされる必要があるもの、このように基本的には考えているところです。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 汚泥の乾燥、脱水汚泥との関係者会議での意見交換の部分のお話ですけども、豊岡市さんの方では実態的には脱水ケーキで出されているところがたくさん処理場としてありました。国土交通省の方の補助メニューを使われて、ミックス事業というようなもので乾燥汚泥にして、減量化をして、その施設までの運搬経費等を安くしていく。これは実際には現在バイオとして利用されている消化ガスを使って、それが可能だというふうなことでやられたというふうにお聞きをしております。

その他、香美、新温泉の各処理場においては、そのことも検討されたと思いますけども、既存の施設の統廃合等をやられて最終的な量をこちらの方に報告いただいたということで、私どもがどういうふうな中身で検討されたかというのは承知いたしておりません。

○議長（芝地邦彦） 9番森利秋議員。

○森 利秋議員 1点目の香美町、新温泉町のプラスチック類を受け入れていただきたいという中での、今、管理者から伺いましたが、実は確かに理論値というのはあると思うんですよね。そういう面では私も非常に粗っぽいとは思いますが、しかし一方で、例えば公共下水道あるいはいわゆる下水ですね、下水を結果的に見てみたら、一体今どういう状況になっているか。これだって皆人口予測から理論上計算した上で、香美町でも見たらひどければ38%ですよ、稼働率。いいところもありますけどね、押しなべてすべて巨大なものをつくってしまって、結果的にはたくさんの赤字を出しているというのが現状なんですね。

ですから、私は少々粗っぽい議論かもわからないんですが、しかし現行先ほど言いましたように1割を乗せて安全策としてつくっている。それは管理者の言われる国が示した数値とどういう関係があるのかわかりませんが、そこら辺もできれば後で事務局でも私に教えていただければありがたいと思いますけれども、確かに極力小さいものをつくった上で処理する、当たり前の話だと思う。それがじや新温泉町も香美町も入るんではないかというのが私の言い前なんですね、今言いましたように。1日の計算でいけばわずかなグラム数ですよ、と多分思います。1割もないだろうと思いますね、1日換算すれば。そこら辺のことも十分考えていただいた上で、さらに議論を深めていた

だいたらありがたいと思います。豊岡市民さんのことわかります。

だけど、我々も町民さんは変化があるんですよ。今までどおりのことで処理されるんなら、だれも不平はありません。不平はないんですが、したがって今、我が香美町の議会から3人出ておりますが、3人ともが一致して事業系のごみを受け取ってもらおうと。ただし、今、管理者から言われた議論があるんで、さらにこれを煮詰めないと我々も結論が出せないんですよ、ただ聞いただけでは。はい、そうですかとは言えない。そこら辺を申し上げて、私の質疑といたします。

○議長（芝地邦彦） 意見でよろしいんですか。

○森 利秋議員 よろしい。

○議長（芝地邦彦） 暫時休憩いたします。再開は2時10分。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

○議長（芝地邦彦） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、発言通告がありました5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 何点か質問させていただきます。

まず最初に、これは計画改訂案だということで、今も議論がありました。

ところで、豊岡市は9月27日、香美町は9月11日、新温泉町は7月20日にそれぞれ計画改訂案を決定した。どのくらいの検討期間があったか、それぞれの町の実情は私は知りませんけれども、豊岡はパブリックコメントが終わったのが9月の中旬。古池議員が指摘しましたように金曜日、土曜日は職員がいなくて、インターネットを活用できない人、メールをできない人、ファックスをよう使わない人は届いたのか届いていないのかもわからない。そして、9月27日いったら10日もあったかなかったかということで決定ということになりました。

今回の改訂案だと今もやりとりがありました。細かい実情に基づくご質問もありました。古池議員のように、大所高所からの質問もありました。相当の検討期間と、それから住民の意見を聞く機会を必要とすると思いますが、この改訂案はいつ決定するつもりなのか。これが明らかでなければ、きょうの議論一切が意味をなさないと私は思います。

そもそも一般廃棄物処理基本計画改訂案などというものは、議会に諮る必要も住民の意見を聞く必要も法律的にはないというのが法律上の規定ではないか。恩恵的に聞いてあげましょうという程度のことしか、この議会も議員協議会、本来は何の定めもない、議長の発議による議運にお諮りいただきて今日議員協議会が開かれておりますが、本日議員協議会が開かれているということは、少なくとも豊岡市民、一般的には知られておりません。私たち、北但ごみ問題の会というのをつくつておりまして、それでもこれは何とか知らせないと重大なことが決まるのだから、1市2町のできるだけの市民に知らせようということで、手刷りの機関紙を配布しようということで、議員の責任もありますから、豊岡の議員、香美町の議員、新温泉町の議員が寄りまして、輪転機を回して一生懸命刷って、できれば議会傍聴にも来ていただきたいということでお知らせをいたしましたけれども、一般市民の方は忙しい日の日中に議員協議会というのも意味がわからない。それで最終的には

どうなるかといったら、先ほどのお話にありましたようにいよいよ目の前に迫ったプラスチックごみどうするかということになれば、これは何じゃいということになります。

先ほどから、1市2町のことは1市2町でやつたらどうやというご答弁がありました。まことに木で鼻をくくったような答弁とはこのことではないかと。古池議員が丁寧に質問しているのに、それは豊岡に帰っておやりなさいと。もう豊岡の議会閉会しちまつって、どこでやれというんかいなど。それならば12月議会までこれは決まらないというのであれば、管理者答弁もあるいは当たるかもしれない。けれども、この豊岡市、香美町、新温泉町の一般廃棄物処理基本計画改訂案、分厚いものを昨日ちょうどしましたよ。太い太い冊子。おとついか、資料配付と一緒にちょうどいました。読む暇もない。（発言する者あり）そんな議員が議員にやじ飛ばす必要はない。答弁があるんだから。3日か4日に渡していただいたんですか、それはご親切でした。大変結構なことでございますが、答弁席からのやじ、議員席からもやじでなかなか関心が深いところがあつて結構でございますけど、要するに私が言いたいことは、一般市民が読む暇はないです。

それでこの改訂案というのは、私は大変重要なことが決まる。先ほどもお話をございました大きな問題では、やっぱり焼くのがいいと。それも産業廃棄物である下水道汚泥も、乾燥するか水分のたくさんあるものは別として焼く方がよろしいと。そうすると規模は少し大きくなりまつせと。規模を小さくしたければ、その規模を小さくしてくれと言った人たちは、あるいはまた特別の負担をやってもらわんんですよと。それは何トンだか、さっぱり資料も何にも実際はないわけですから、検討のしようは実際はありません。

私は、きょう今からご答弁はいただいたら結構だけど、総括して申し上げたいことは、改訂案の案をとる時期、これを明瞭にして、それに至る手続、一体豊岡でやって、古池議員が納得するようなお答えをちょうどして後、決定するのであればそれはいつであるのか。

私も豊岡の出身でございますから、まあまあ豊岡のことでお尋ねをいたしますが、豊岡の例ではそういうことでございましたので、パブリックコメントという言葉も、私も高齢でございますが、私のような年になった者は、家の中に電話もなければ掃除機もなければ電気冷蔵庫もなかった時代に生まれ育った人間に、インターネットを開いてみたらわかりまつせというような案を示しておいて、意見を言いなさいと。これでもまだ親切な方だというんだ。今度の重大な決定をする北但行政事務組合一般廃棄物処理基本計画は、市民に説明するのはそれぞれの町でやつたらええんやということでしょうかね。なら、それぞれ管理者、副管理者はうちの町ではこれからこれはどういうふうにやるというお考えなのか。幸いそろってご出席でありますから、お答えをちょうどいたらありがたいと思います。

私は、一番肝心かなめのことは、今回は施設規模が決まるという改訂案だというふうに読み取りました。いろんなことが書いてあるけれども、結局一番最後の紙に1ページだけ施設規模の一覧表がついているだけ、138ページかな。ようけ書いてあってね。僕もそんなに早く読める方ではないけれども、附せんを張つたら何でこんなとこに附せん張つたのかなと思うほどたくさん解説したい点がありますけれども、これをたつた1日で、私の持ち時間は制限はないそうですが、3回以内だ

というのが議運の決定でありまして、私はこのことにつきましては責任を感じております。私も議会運営委員でありまして、本日1回限りの説明を聞いただけで直ちに質疑に入るというようなことは、もうこれはとても議員がやれることじゃない。本来は本日詳細な説明をお聞きして、質疑をして、その後、日を置いてさらに検討を加える。委員会がない議会ですから、これしかしようがない。そういうふうにしようではありませんかということを申し上げたけれども、残念なことに議会運営委員会では、いやいや、まあそれでよろしいということでございました。

きょう、私、時間はかっとしたら、事務局長が説明する時間は15分もありました。この膨大な計画を、議員は天才ぞろいでありますから15分聞いたらもう精通者になって、質問ができる、疑問が解明されて、市民から聞かれたら、はいはい、これはもう確信を持っていいと思ったよということを言えと言われても、これは言えるはずがない。

私は、あえて申し上げますが、本日この改訂案のやりとりをやるのは結構なことだ。しかし、聰明な管理者、副管理者がこれで十分だと思っておられるのかどうか。幸い、管理者は案でございますということをおっしゃったんだから、それならば少なくとも22日まで会期があるわけでありますから、あるいはまた23日は予備日をとっているわけですから、今からでも遅くない、議会運営委員会を開き直して、この改訂案については少なくとも本日出た疑問についてはなおかつ解明を行うということを同僚議員には提案したいし、私はかかるべき手続をする予定でございますが、しかしこの改訂案を住民に説明することはしないということをおっしゃったのは管理者でありますから、これはそれでよいのかどうか、まず解明をしていただきたいということでございます。

それから、もう一つこれに関連して、ちょっと嫌なことを言わなくちゃならん。古池議員に管理者はどう言ったのかな。要するに、市町の住民の意見はもう十分各市町でいろいろな手続でお聞きになられたのだから、それを北但はまとめたにすぎない。したがって、疑問があれば、古池さん、あなた豊岡でやりなさいよと、こうおっしゃった。いかさまそういうふうに聞こえなくもなかった。

ところが、最終の処分方法について、単に施設規模を決めるだけじゃありませんね。ここに何を入れるかまで決めますね。何を入れないかも決めますね。管理者会は、7月何とかの日に何とかという廃プラスチックは入れないということを決められた。各市町でお決めになつたらいいじゃありませんか。何でそんなことをここでやるんですか。不公平感があるから困ると。不公平感なんかいいじゃありませんか、各市町でやりやいい。古池議員にはそういうことを言っておきながら、ちょっと住民の世論が難しいとなつたら、たちまちこの管理者会でちょうどちようはっしやっておられる。それならば、古池議員の質問についても管理者会でやってくれたらいいじゃありませんか。私は、都合のいいときには市町でやれ、都合が悪くなつたらこっちでやる、こんなことはよくないと率直に申し上げておきたい。だからすべからくこの議場で議員が疑問があるというときに、市町でやれなどということは口が避けても言つたらいけませんよ。何ですか、そんな時間わざかなことじやありませんか。聰明な管理者、副管理者、そんなことがわからんようじやこれは答弁の値打ちがありませんよ、こんなこと。私はそういうふうにお聞きしました。

これは何も廃プラの問題だけじゃない。いろいろ疑問が出てくるのは当然だ。1市2町ごみを全

部集めるというんだから、集める場所も困っちゃう、そういう意見が出てくる。持っていく方も困っちゃう。持っていくと一言で言うけれども、もともと今ないわけじゃない。（発言する者あり）いえいえ、質問をやってますよ。あなたは聞く義務がありますよ。

それでね、そうすると改訂案の中には持っていくだけの問題じゃなくて今ある施設を廃止するということが前提でこれ決まるんです、改訂案は。これ初めてのことです。改訂案がいよいよ決定すると、DBOでお金を決めるというわけでしょ。管理運営費も決めるというわけ。これを住民の意見を聞かない、議会に十分な審査もさせないというようなことであっていいのかということがあります。これは第1の質問ですよ。この改訂案はいつ決めるのか、内容はどうするのか、住民の意思を聞くのか聞かんのか、議会の検討機関を置くのか置かんのか。こんなことはイロハのイじやありませんか。

それから、次にお聞きしておきたいのは、私も年をとったのはええこともありますね。この施設規模、これで3回目ですね、変わったのは。一番初め、上郷が最適地であると。1市10町全部からメッッシュを入れて、百数十の地域に分けて上郷以下7カ所が適地であるということを決定したときの施設規模は幾らでしたか。これも名前は変わってますが、任意協議会の推進協議会が決めでコンサルタントに委託をして、しかるべきお金を出して計画書として発表して、県にも上げ、国にも上げてこれでいきましょうと。そのときに、地域計画推進何とか計画というのも出てきて、交付金まで云々という議論まで来ておったけれども、上郷の方々の同意が得られなくて、あえなく今度は選定委員会という僕にとっては意味がよくわからない委員会がつくられて、森本・坊岡地区になったと。そのときが今日行われている平成18年に決めたという174トンであります。

しかし、今日142トンになった。この時系列で10年ほどの間に、236トンから142トンまで変わったこの原因、理由、経過、問題点、制度の変更、こういうものをどう考えたらいいのか。これはもう少し待つとしたらもっと減るんぢやうかと住民は思いまisse、これは。これはこの燃やすのに賛成する方であっても、できるだけ小さくした方がいいというんでしょ。これからごみ量の推計、人口の推計、減っていくという方です。何か最後の方でちょっと数字がはね上がってるから、ふえるんかふえるんかという大変なご質問がございましたけれども、人口が1万人以上減るというんだから、ふえるはずがない。高齢化社会になるんだから、食べる量も減る。残念なことに、農水産物の生産量あるいは消費量が但馬地域内、特に北但地域ではふえない。観光客が100万も200万もふえるということであればこれは特殊なこととして、産業廃棄物ですから、それはそれとして考えなくぢやならない。けれども、この236トンから142トンになったのはわずか10年ほどの間です。あと15年の計画ですね。そうすると、今度はごみがあんまり減らんという計画と違いますか。

豊岡の市議会でも、中貝管理者、市長ですが、大変なご努力とご協力を得て、豊岡のごみが計画期間に3割減ったと。大変いいことだったというご評価であった。我々もそれは賛成です。もっともっと減らさなくぢやならない。そのときに、最適のごみ処理方策だと言われる今回の計画が、わずかにしかごみが減らない。これが意欲的な改訂案だと読むことができるか。なぜこれが減ったのか。また、今後はどうなるのか。当然疑問がありますから、ご答弁願いたい。

それから、なるほど142トン何とかわかったと仮にしましょう。これはD B Oのアドバイザリー契約で、しかもそのアドバイザリー契約で出てきた成果物に基づいて発注をする段階に至らないと、実際には建設費の金額はわからんと。市民が聞いたらね、市民というなんか住民というか、聞いたらこれは全くわからない話。仮に算定しましたら80数億だと。これは何とも言えない数字ですね。

ところで、改めてお尋ねしますが、建設費、それから後で議案として質疑、討論、表決を行わなければならぬ補正予算がきょう上がりました。17億別に要るということあります。

それから、全くまだ建設費の全貌が見えていない26ヘクタールの周辺の開発計画の費用もどれだけか。

それからまた、これは各市町でやってくれという費用として、3カ所の現施設の廃止費用があります。廃止してほったらかすわけにいかない。何かの活用計画をしなきやならん。一体これは我が北但行政事務組合がそんなこと知りまへんがなと言つていいものだろうか。現にこの改訂案を決めでD B Oが動き始めたら、向こう15年なり10年なりの管理運営費を含めて契約しなきやならん。そうすると、少なくとも各町で現施設を廃止せずにおつたらもう全然話にならない。事実上、廃止計画を我々が決めることになります。決める権限もないんだな。改訂案は管理者が決めたら決まっちゃうからね。

ですから、このD B Oアドバイザリー契約で発注仕様書に基づいてどういう項目のことをどのように発注して現在作業が進んでおって、建設費その他の枠はどのようにアドバイザリー業者に伝えおるのか。それから、その事業の進捗状況はどうなのが。これについて、詳細なご答弁をちょうだいしたいと思います。

それから、この本計画改訂案は、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法や環境基本法やその他諸法律、それから上位計画に合致しているのか。統計表がいっぱい出ておりますが、これも国基準、県基準をクリアしているから問題ございません、こういうことでございます。

しかし、問題は、一番の住民にとっての問題は、住民にとって今の実情に立って、現に毎日毎日家庭から出るごみ、あるいは事業場から出てくる廃棄物、廃棄処理困難物、あるいはある議員がおっしゃったようにひょっとすると天から降ってくるのもあるかもしらんというようなときに、どのように身近に早く安全に安くこれを処理できるかということが基準であつて、そのときによくやく国が安全基準として示した最低限の基準をクリアしなきやならん、これは当然のことです。けれども、出発点が環境省が決めたから、県が示したから、その基準をクリアしつたらそれでええんですわというようなことじゃないと思います。

古池議員がたまたま大木町のことを一生懸命言つてることについて、大木町ではああだこうだという答弁もありました。彼の真意、私たちも古池議員に同感のところがあるわけでありますが、それは何かというと、少しでも住民の側に立つて、なるべくこの温暖化を進めず、排気ガスを余計出さず、そして資源として再利用できるものは大いに利用して、再生処理できるものはするということで大いに頑張ろうじゃありませんかと。

そして、管理者が古池議員のご答弁の中で認めになったように、大木町ではとにもかくにも現

状で燃やすごみは半分に減らしたと。立派なことじゃありませんか。こういう努力をしているのは大木町だけじゃありませんね。豊岡市がかつてお招きになった上勝町では、小さな町ですから、最後に残ったやつは徳島市で産業廃棄物の工場に持ち込んで焼いてますと町長は悲しそうに話をしておられた。何とかこれ焼かんようにしたいんですけど。しかし、今のこの発生抑制ができない状況では、プラスチックのごみを生産することをしてくれるなと言う以外にこれを処理しようがないということをおっしゃってた。

今度、上勝町は名女優3人がおばあちゃん役になった映画ができるそうですから、ひとつ皆さん、一緒に見ようではありませんか。この映画になった基礎は、過疎に負けないで自然を生かしてごみ処理もしっかりとやって、全国的に名を売った上勝町のおばあちゃんたちの話が出るそうです。私も宣伝記事で読んだだけで中身は知らないんですけども、私も上勝町にもお伺いしたことがございますが、何の変哲もない町です。別に処理場の難しいのも何にもない。一生懸命集めて分別をして、幸い山村だから少し堆肥化の努力をして山に返す、畑に返す。この努力を一生懸命やって、大方のごみはもう廃棄物ではないという状況まで持って上がっておられる。これは竹野でもできる、私たち豊岡の山村地域でも全部できる。難しいことは何もない。

ただ、問題は、市長や議会が皆さんこういうふうに予算をつけますので一緒にやりましょうよと。どこまで減らせるか、一生懸命やろうじゃありませんか、これを言うか言わんかだけです。半分しか減ってないやないか、焼いてるやないかと。それはそうですね。大木町の町長も、喜んで焼いておられるわけじゃなかろうと思います。隣の水俣市あるいは大牟田市、みんなゼロ・ウェイスト宣言の方に向いておられますね。立派なことだと思います。私は、そういう宣言をしたから、その翌日からごみがゼロになる、古池議員、あんたごみ出せへんのかという議論がよくあります。そんな人間は、生まれてこの方あるわけがない。食べたもんは出でていますからね。

ですから、私はこの法律の読み違えをしてはいけない。基準の読み間違いをしてはいけない。私たちは、国が言ったことであろうと、よいことであればそれを守って頑張らなくちゃならん。しかし、大もとは、国の基準をクリアしたからこれでいいんですよということじゃないだろうというふうに思いますね。

○議長（芝地邦彦） 質問に集中していただけませんか。

○安治川敏明議員 議長、一々干渉しなさんな。たった、制限しとって、僕が議運で発言したら制限する、しまいには揚げ足をとる、そういう議長や議運委員長ではあきまへんで、そんな人はおらんと思うけど。

以上が大体の質問だから、あなたそんな督促せんだってよろしいですよ。

一番の問題は、改訂案だといったっていつ決めるのか、どういう手続があるのかさっぱりわからないということありますから、心してご答弁願いたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 大変冗長なご質問なのかご意見なのかわからない発言をお聞きいたしましたの

で、的確にお答えできるかどうかわかりませんけれども、一生懸命お答えさせていただきます。

いつごろ改訂の案をとるかというご質問ですけれども、この後のさまざまな作業手順を考えますと、今月中には最終的な計画として確定をしたい、このように考えているところです。

ちなみに、きょう議会の意見を聞いてるのは恩恵的ではございません。みずからをおとしめるような発言は控えられた方が安治川議員の本来の姿勢に合うのではないかと、老婆心ながらそのように思います。

それから、この改訂案、今お示しているものは大量にありますけど、要するにざくつと言えば142トンというその規模を決めることかといったご質問もございました。

もちろん細々したことはございますけれども、今回の改訂の最大のポイントというのはこの施設規模を決めるということでございます。各市町でも、一般廃棄物の処理基本計画の改訂がなされましたけれども、それは今後のごみ量がどう変わっていくか。また、それを実現するためにどういう施策をとるかということが基本でございます。その各市町で決められた平成28年度にはこんだけのごみを出すよというその計画に基づいて、私たちははどういう規模の施設をつくればいいのか。それが今回の改訂の最も核心部分であります。その意味では、議員ご指摘のとおりだらうというふうに思います。

そして、この142トンにつきましては、先ほども森議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、280日稼働で一定の調整率を掛けて、国の基準に従って規模を決めた、こういったことにございます。

それから、処理方式等について、議会に十分質問させないといったご質問もございましたけれども、とんでもないです。これまで市町議会、あるいはこの議会でももう嫌となるほどこの議論をさせていただきました。ご自分の意見が通らないからといって議論をさせないと言われるのは、私としては不本意でございます。何度も何度も、処理方式等についても議論をさせていただいたところです。

今回は、ごみ量が平成28年度にどうなるかというそこの数値が変わりますので、142トンがどうなのかということについて特に中心的にご議論いただければというふうに私としては思っているところです。

基本的には処理方式についてはもう決まっているわけですから、それを今この時点で覆すほどの合理的な新たな方式があるのかどうか、そのことを例えば古池議員にも申し上げたところでございますけれども、そのことのご指摘もないままにやれ変えろ、やめろとおっしゃるのは、これは責任ある議論とは言えない、私としてはそう思っております。もちろん市民、町民の方が私にそのようにおっしゃるのは構いませんけれども、議員として当局側と何度も何度も議論してきた方が合理的根拠を示さずに議論されることについては、私としてはいかがなものか、このように思っているところです。

それから、この短い期間の間に施設規模が変わってきた、なぜかというご質問をいただきました。それはもうひとえにごみの排出量の予測、あるいは計画値が変わってきたからというほかはございません。

なぜそれが変わってきたかと言われば、まず人口の推移が当初の見込みよりも現実の方がはるかに上回って減少している。この現実に適合させるということが1点。

それから、社会経済活動が随分縮小してまいりました。人口減に基づくものもございますし、競争に負けていったものもございますけれども、経済活動そのものが不活発な方向でずっと来ておりますので、そのことによってごみそのものの量も減ってきてている。こういったことを受けまして、事態に合わせて施設規模を計画として小さくしてきた、こういった経緯にございます。

それから、現施設の廃止についてのこともお触れをいただきました。これにつきましては、現施設の廃止については、あるいはその撤去、跡地利用につきましては、1市2町がそれぞれの判断において、責任においてなされるべきものと考えております。

きょうも古池議員にご説明申し上げましたけれども、もともとごみ処理の収集、運搬、そして処理、そこまでは市町村の仕事です。今回は新しくつくる施設を1市2町で共同してやろうということで、処理施設をつくって運営するところまでを一緒にする。こういうことだけでございまして、それ以外のごみに関する事務は依然として1市2町にそれぞれの固有の事務として残されております。

したがって、収集、運搬、そして今1市2町それぞれ扱っている施設をどうするか、これは本来の原点に戻って1市2町の責任でもってなされるべきもの。したがって、北但行政事務組合がそれについてあれこれ言うべきものではない、このように考えているところです。

それから、施設の建設費が決まらんのはけしからんというようなことをおっしゃいましたけれどもそうではございませんで、例えば普通に図書館をつくる場合でも最終的に幾らになるかというのは入札をしてみなければわかりません。当然、私たちは事前に予算化をするときに一定の積算をして、このぐらいはかかるだろうということで予算化をいたします。あるいは一定の入札に必要な金額というものを設定をいたします。しかし、最終的には今申し上げましたように入札してみないとわからないわけでございますので、それと同様のことを先ほど来申し上げているというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

余分なことでありますけれども、古池議員が大木町（おおきまち）、「おおきちょう」と言うのか知りませんけれども、半分は燃やしているということを私は批判しているわけではございません。そうではなくて、半分燃やしているという事実に目を向けずに、あたかもごみは燃やさなくてもバイオ化をやればなくなるというふうな発言をされましたので、それは事実と反すると。現に今も半分以上のものが燃やされています。このことを申し上げ、一体この分はどうなるんでしょうかねということを疑問として申し上げた。こういうことでございますので、大木町が半分燃やしてるのだけしからんと、そういうことではございませんので、ここは正しく私の真意はご理解賜りたいというふうに思います。

その他のことで残っておりましたら、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（芝地邦彦） 事務局次長。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） あと1点、DBOの進捗状況についてご質問がございましたの

で、お答えさせていただきます。

このD B Oの事業につきましては、来る10月18日に第1回目の北但ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を開催いたしまして、事業スケジュール等を検討いたします。その上で、今月末には実施方針の公表、来年1月には入札公告を行いまして、来年の夏には落札者を決定し、来年の秋には本議会に契約案件を提案できるよう進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 答弁漏れがありますか。（発言する者あり）

○事務局長（谷 敏明） お尋ねにありましたD B Oアドバイザリー業務について、今回の議題外でございますので、事務局として資料を準備しておりませんので答弁ができません。（発言する者あり）

○議長（芝地邦彦） 契約書だけが求められて出ておるわけで……（発言する者あり）内容でしょ。（発言する者あり）

○安治川敏明議員 そんなことあんたに制限される必要はない。

○議長（芝地邦彦） いや、制限じゃなしに、こちらに頼まれたのは変更、いわゆる業務委託契約書の資料ですね。だから、内容については……（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時46分

○議長（芝地邦彦） 会議を再開いたします。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どもこの協議会に際しまして準備させていただいている北但ごみ処理施設にかかるD B O事業者選定アドバイザリー業務ということで、委託契約書あるいは個人情報取り扱い特記事項、この委託契約の変更契約書と運営事業の事業スケジュール案について資料をご提供し、以上の内容については答弁しかねるということです。この内容については、そういう内容でございます。

○議長（芝地邦彦） よろしいですか。

○安治川敏明議員 よろしいって、答弁しかけだから言ってる。そのあたり聞きたいじゃないですか。D B Oといつ契約するんですかという工程表を示してくださいと言ったら、答弁したんだ。D B Oについて、ちゃんと答弁せえ。

○事務局長（谷 敏明） しました。

○安治川敏明議員 なら、あれ取り消すんですね。答弁、よろしいんですかって。

○議長（芝地邦彦） D B Oのスケジュールを答えられたから、その内容についてどうかということ。

○安治川敏明議員 いや、そんな質問してへんで。（発言する者あり）

○事務局長（谷 敏明） まず、今回資料要求されましたアドバイザリー業務の委託契約書等につきましては、この中で一般廃棄物処理基本計画にかかる支援業務ということが含まれておりましたので、そういう要求資料についてお出しをしたというふうなことでございますし、先ほど運営事業の事業スケジュールについてご説明申し上げましたけども、近々にこの実施方針の公表等が予定され

てますことから、そのことについてご説明を申し上げたということで、具体的なアドバイザリー業務の仕様書に含まれている事業者選定業務の内容については、今回の議題外のことだろうというふうに考えております。

○議長（芝地邦彦） 5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 それじゃ残念だけど答弁を避けられる傾向があるから、DBOのことからお聞きしましょう。

何で僕は一般質問でなくてここで聞いてるかというと、今度の改訂案の一番の眼目は、管理者が今お答えになつたように142トンの規模に決定するのがポイントだと。そうすると、一般住民が次に関心を持つのはそれはどれぐらい費用できるんやろうなど。そしたら、それはDBOアドバイザリー業務によって決まるんですけど。あるいはまた、DBOの入札によって決まるんですけど。そんなことでわかる市民いますか。一生懸命聞いた議員には88億ほどが建設費に大体要るんじゃないかなということだけど、それは積算根拠も何も示されていない。これでいいのかねと僕は聞きたかっただけですよ。

そしたら、都合のいい日程表だけはDBOのうちでも説明できるからやりましょうと。こんなことだったら、議運委員長がやじ飛ばしたけどね、質問の意味ないじゃありませんか。私は、再度このことについては、DBO、DBOと言うけど、要するに市民、住民のお金使うことなんだ。それも管理運営費を含めて契約するわけだから、わからないですよ、住民は。だからそのことについて、大体どのぐらいの規模になる。普通だったら入札によらんと決まらんて管理者言ったけど、それはそうだ、確定はそうですよ。しかし、小学校や幼稚園建てるのに大体どのぐらいの金が要るやろうなど。うちの町に金があるんかいなというのは当たり前じゃありませんか。何にも不思議なことを聞いてるわけじゃない。

そうすると、今度200億円要るのか、150億円でいくのか、100億円ぐらいで済むのかということは当然関心事になって当たり前じゃありませんか。そうすると、改訂案に何の関係もありまへんと。あんたの質問は枠外であると。そんなことはないですよ。

お答えになれないということは、そのことは隠しておきたいと、こういうふうにとってしまってもいいわけですか。私はそういうふうに聞きたい。

それから、この改訂案、今月中に決めるといふんだけどね、そうするといふと結局は形式的に我々の意見は聞くけれども、どうこれを取り入れるかどうかはもう議論はしないということなのかどうか。先ほどの議員の中には、管理者会で云々されたんだからそれでまた云々と言われるけど、管理者の答弁を聞いてみると廃プラの問題は香美町なり新温泉町なり自分で自分とで処理するのか、それとも負担をするのか、そういうことは決めなさいといふにおっしゃったんで、この改訂案そのものは少しも変えることは必要ない、こういうふうにお答えになったのかということまで起きます。ですから、この今月中といふ意味はそういうことなのかどうか。

それから、142トンについても本当は議論が要ります。先ほどもあったように、この142トン、128トンといふこの焼却の中心になる一般廃棄物、これに下水道汚泥を入れるかどうかということも今

回初めてのことですからね。本来はこれもちゃんと議論しなきゃいけない。そして、この規模はこれでいいのかどうかも議論しなきゃいけない。そうではないだろうか。

それから、28年度がピークであると。ピークでもってこの規模を決定してしまうということは、ずっと続いている伝統です。先ほどどなたかの議員が他の事業、下水道事業ですか、ピーク時で決めて、結局稼働率がえらい低いというお話がありましたけれども、本当にそういうことについてはよく検討する必要がある。どうでしょうか。

それからまた、廃止する施設については市町の責任だと。本来、一般廃棄物の処理は市町村の責任なんだからとおっしゃるのは、これは管理者にもう一度お聞きしたいんだけども、一般廃棄物の処理の責任が市町村にあるということは法に明定されている。しかし、それは収集、運搬、収集方法については市町、最後のところは協同組合が、あるいは一部事務組合がやるというようなことは法律で決まってるわけではありません。それは選択の問題にすぎない。しかし、責任はあくまで最終のところまで全部市町村が責任があるというなら、地方自治法なり廃棄物処理法の精神ではないか、規定でありませんか。このところを都合のいいところだけ市町村の責任だ、それは地方自治法で決まっている。こんなことをおっしゃるのは全く筋違いであって、私はどういう最終処分の仕方をするにしても、中間処理をするにしても、責任は市町村が負わなければならないというのが現行の法律の体系ではないだろうか。それが地方自治法の建前ではないだろうかということを申し上げておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、もう一度ちょっとこの点では聞きたいんだけども、処理方法を議論させないと言っているのはおかしいじゃないかということをおっしゃっているが、少なくとも私きょう議論しているのは、私たちが一般廃棄物処理基本計画改訂案というものを議論するわけですから、これに何の制限があるわけでもない。どんな意見を出そうと、その意見を出すことまで制限を加える必要はないというのが前提であって、例えば古池議員が感心をしたバイオマス処理がいいなど、もう一遍考えましょうよということを一般市民に問いかけたって一向に差し支えない。これは任意協議会でありましたときに出された計画のときにも、今回の改訂案の論議や平成18年の論議の前ですよ、そのときにも議論をして、中貝管理者は大体同じようなことを言われたけどね。ずっと続いている議論です。別に我々にとって新しい議論ではありません。きのうやきょう、何か新しい計画が出てくるたんびに同じようなことを言うのはけしからんみたいなことをおっしゃるけど、一向にけしからんわけではなくて、私たちは一貫しているわけであって、できることなら堆肥を使ってもっと農産物を余計ふやしたい。例えば、コウノトリの舞という自然農法に近いものを推奨している我が豊岡市でございますから、そういうことができればいいなと思うのは何ら不思議なことではない。まして北但1市2町は全部大地の恵み、海の恵みで本来は食べている地域ですから、そういう廃棄物処理ができればもっといいというのが意気込みではなかろうか。そのことを議会が議論して何の遠慮も要らないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

○管理者（中貝宗治） まず、DBOについてのことですけど、DBOというのはいわば入札の方式だ

というふうにご理解をください。Dはデザイン（設計）、Bはビルド（建築）、Oはオペレーション（運営）。通常は、これを民間に出す場合、あと指定管理とか出します場合でも設計は設計で入札を出し、建築は建築、建設は建設で入札に出し、との管理運営は管理運営で入札に出しますけれども、それを一体として出す。DとBとを一体に出すということでありまして、基本的には入札と同じだというふうにお考えください。

先ほど来事務局長がお答えしておりますのはその入札の方式のやり方でありますので、きょうはそもそも一体どれだけのごみを前提にして、どういう施設をつくるのかということが協議でございますので、それが決まった後にどういう方法で業者を選ぶかというその内容については、きょうの議題ではないということを申し上げております。

ただ、今後のスケジュールはどうなのかということをにらみませんと、一体、管理者は今月中に決めると言ったけど、早いとか遅いとかという議論すらできませんので、今後のスケジュールの見込みについては先ほど事務局長の方からお答えをさせていただいたということで、ご理解を賜りたいと思います。

それから、下水道汚泥を入れたことは何も大変な決定ではございませんで、もともと決まっておりました。ただ、形式的に一般廃棄物処理基本計画の中には位置づけられておりませんでしたので、それを今回形式を整えたということでございますので、内容的にはこれまでの長い長い議論の中で議員ともさんざんさせていただいている。議員が発言されたかどうかはわかりませんけれども、議会の皆さんとはさんざん議論をさせていただきました。

ちなみに、これも議員が大分ねじ曲げてとられたんではないかと思いますけれども、議論をさせないとおっしゃったので、今までいっぱいしてきましたよねという事実を申し上げたところです。

それから、下水のピークとの比較でおっしゃいましたけれども、今回のピークとは違います。下水の場合は、多くの場合で過大な施設がつくられたのは事実であります。それは今後の人口増を見込んで、そしてそのマックスに合わせて大きな施設をむしろつくってきたところでございますので、現実がそれを裏切ってまいりました。今回、私たちのやろうとしておりますのは、現実に今どの程度のごみが出ているのか、それから人口減をどう見込むかによってもちろん違いますけれども、射程距離は4年です。10年後の予測でありますと相当現実と違うことがあるかもしれませんし、前提条件が変われば大きく違いますけれども、4年後のことですので、それほど大きな違いは出てこないだろうというふうに私たちとしては考えております。

それから、この一部事務組合でやるということが法律で決まってるわけではないというのはおっしゃるとおりでありますて、議員が何がご疑問なのかが正直わかりません。私も申し上げておりますように、ごみ処理は基本的に市町村の責任にある。ただ、その中の今回はそのうちの処理の部分を1市2町で共同してやる。これも地方自治法に基づいて、一部事務組合をつくってやる。したがってこの部分は1市2町の事務から離れて、北但行政事務組合としては独立した行政体の事務となります。しかし、それ以外は基本的にもともと1市2町それぞれのものでありますので、それぞれのところに残っておりますということを申し上げたところです。

施設の方式についても、もちろん今、別に例えば古池議員や安治川議員が市民や町民の皆さんに向かってバイオマス方式がいいとおっしゃるのは自由です。私も別に何かそのこと自体を批判しているわけではありません。

ただ、議員は私たちに対して、今、ストーカー方式で計画を着実に進めている私たちに対してそれをやめると、白紙に戻せと、あるいはバイオマス方式に変えろとおっしゃってるんで、ちゃんとした根拠もなしに言われても、それは私としては受け入れることはできませんということを申し上げているところです。

大体以上のようなことであったありますか、答弁させていただきます。

○議長（芝地邦彦） 5番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 DBOが入札方法だというのは初耳ですけどね、本来、僕らが初めて市や町の地方自治、あるいは国の事業に関与した時期には全くなかった方式ですね。初めに町長、市長がことしへどことどこの橋、どこどこの道、学校を直したい。部内の建設課なり教育委員会が設計図をかいて、それを計算をする部課が計算をして、町長、市長に提案をして決定するという素朴な時代が長く続きました。だんだんだんだんそれがコンサルタントに出るようになって、複雑怪奇であるからして小さな事業者ではできないんだというんで、大きな業者が呼び込まれるようになって、次に委託管理というのが行われるようになった。しまいには指定管理、指定管理でまた民間譲渡だということまで行って、DBOというのは、公設民営方式というのは、つまりお金は出ますが、あと我々の発注仕様に合えばあとは自由にあなたの経営を希望する期間やってちょうだいという形式でしょ。単なる入札の方法ですか。こんなことを市民に言われたんじや市民は困ってしまうと思う。私は、DBOというのは全国でもそうたくさんあるわけではないが、はやりになってることだから慎重によく考えなくちゃならん。

豊岡でも、一部DBOという事業があります。市民は喜んでいる人もたくさんいますけれども、そこに働いている人の月給は全く公務員賃金からかけ離れた情けないような賃金で働いています。これでも雇用があることになっています。民度はどんどん落ちる。こういうことをやってよいのかということは、労働組合出身の私にも思えるんです。私は率直に申し上げて、DBOというのでそこに働く人の福祉、労働条件が向上するとは一向に思わない。そういうことであれば、市民の福利厚生にもひいては影響するだろうと私は思います。

ですから、DBOというのは一体何なのか、どのぐらいのお金で契約できる見込みですと、全国の例ではこうですということをご説明になるのは何らおかしくはないわけであって、改訂案ですから、これをやったらどれぐらいのお金が要るんやろうなと思うのは当たり前じゃありませんか。入札の方法ですか。入札をするまでは、発注仕様書ができるまでは我々の何の説明もできないんですか、そういうことですか。予算案が提案されるときは決定してるときじゃありませんか。案になつてるときじやありませんか。そんなときまで我々がわかっておりながら検討することもできない。そんなものがDBO方式なら、やめてもらいたいと今から言いたいですね。わかりにく過ぎます。

それから、下水道事業とは違う、ピークのとり方が違うということはおっしゃった。私も下水道

事業と今度のごみ汚泥処理が全く同じ時期に同じようにピークが来るかどうか、そんなことはわかりません。しかし15カ年計画ですから、この人口の推移や経済情勢の推移、あるいは我々の経済活動の目標、こういうものを議論して決めていくことは当然のことですから、これはいいことです。しかし、議論する暇がないということを言ってるんです。ここに書いてある数字がどういう数字なのか。そんなものは市町村でやったんだから、市町村でやってくださいよと言われたって、もうこの月末まで市町で検討する暇がないじゃありませんか。

私は、このピークのとり方そのものは言われたように過大な施設にならないように、できることなら身近に、管理者がご答弁になりましたように市町村の義務なんですから、市町村ごとに、市町村の中で1カ所と決まっておるわけでもない。一番この身近な、校区別ですから、そういうところまでできないだろうかという意見だってあります。ですから、そういうことについてもこの際いい機会であるわけだから、やろうじやありませんかということを言っております。

反対運動は、何か当局の活動に妨害を加えるようなふうに評価なさる方も結構おられるんだけども、今度の計画が私はもう率直に言って236トンから142トンに下がったのは、この10年間の反対運動の結果だと言っても言い過ぎではないですよ。あなたは最適地最適地言ってきたやないですか。最適地の次のところは森本・坊岡でしたか。そうではなかったじやありませんか。人口重心、汚泥重心は福田から15キロ以内。15キロ以内にその適地は全部入ってますよ、今でも。別に森本・坊岡を収用法までかけてやらんなんようなとこではありませんよ。そこが嫌だったら、こっちの方どうですかと言つてもよかったです。私は、きょう改訂案でここまで言うつもりはありませんけども、議論は本当にこの際一生懸命やらないかん問題じやないかということを言いたいために言ってるんです。

私は再度お尋ねいたしますが、今月中に決めるはというのは、これはもう無謀である。少なくとも各町の実情、それから我々が検討してもらいたいと言つてること、せめて市民に知らせて、できることなら議会も公聴会なり議員報告会なりを開いて、賛成の議員はこういうことを言つてるんだ、反対の議員はこういうことを言つてるんだ、管理者はこういうことを言つてるがいかがでしょうということを聞いて、何のおかしいことがありますか。それをたった半月ほどの間に決めんならんという理由はどこにもないじやありませんか。このことについてお尋ねをして、質問といたします。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） もうDBOは先ほど申し上げたとおりであります、設計と建設と運営をばらばらに順番に入札にかけてやる方式もあれば、最近の新しい方式として3つ一括で出す方式もあります。といいますのは、つくる側がつくる思いで建物をやっても、実際に長期間運営する側から見たら使い勝手が悪いということがございます。そこで、使う側の立場に立つてそれを設計に反映をさせ、建設をさせて、そしてライフサイクルコスト、15年とか20年という期間の中で最も合理的な方法を選ぼうと、こういう方式でございまして、言うなれば業者間が争つて、そしてその争いの結果一つを選ぶという方式で、その意味で入札と同じだということを申し上げております。豊岡でよく経験をされてることではないかというふうに思います。

それから、今月中には私としては決定をしたいというふうに考えております。もちろんまだ一般質問もございますし、この北但行政事務組合議会としてどういう対応をされるかは、それは議会の中の問題でございますので議論していただければと思いますけれども、私といたしましてはきょうの議論、それから当然一般質問の中でもいただくなりましょうし、先ほど森議員からいただいたような課題もございますので、そこは積極的にやりとりもさせていただきながら、後の日程のことを考えますと今月中には決定をしたいというふうに考えております。

先ほど、もう市町村の議論できないではないかとおっしゃいましたけれども、それぞれの市町が手順を踏んで、手順については議員は不満をお持ちのようありますけれども、少なくとも手順を踏んで決定されたものを私たちは受け取りました。受け取ったものを前提に規模をどうするかということを今案を決めて、お諮りをいたしております。したがって、その前提のところをもう一度ここで議論をというのは、先ほど申し上げたようにそもそも場が違うということを繰り返し申し上げているところでございます。

いつでもいろんな意見があります。当然あって構わないと思います。しかし、いつまでもいつもいつも同じ議論を蒸し返しておりますと事態は全く前に進みません。したがって、順を追って、一つ一つ幾つか意見がある中でこのことについてはこれを選びましょうといって決める。あるいは議会が必要なものがあれば、それで決める。そして、さらに次に進むために選択肢は幾つかあって、それをまた一つ決める。それを一つずつ積み重ねながら、最終的に施設ができ上がっていきます。それを一々そのたびごとに議会の方で一から蒸し返しをされるというのは、議論としては決して実りの多いものではないというふうに私としては考えて、そのようなことから発言をさせていただいているところです。以上です。

○議長（芝地邦彦） 岡谷議員。

○岡谷邦人議員 先ほど、安治川議員の第1回目の発言の中に、議会運営委員会軽視及び議長軽視の発言があったように思いますので、議長において精査をお願いしたいと思います。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（芝地邦彦） そのような意見がございましたけども、議会運営委員会の方で再度諮りたいと思います。

以上で安治川敏明議員の質疑は終了いたしました。

続きまして、次に発言通告がありました10番谷口功議員。

○谷口 功議員 重なる部分があると思いますが、通告どおりお尋ねをいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

最初に、この計画策定のための支出額、費用項目、委託業者はどこだったのかを教えていただきたいと思います。

次に、この各市町の計画を基本に、この北但の基本計画を定めたというお答えが重なっておりますが、一体それぞれの市町のごみ処理の実情についてはどこをどのように尊重されたのか、特徴のあるところを説明いただきたいと思います。読んだだけでは全く理解ができません。

次に、各市町の現施設の評価や残債の処理、あるいは施設の廃止の時期、方法等はどのように検討されたのか。先ほども議論がありましたが、お答えをいただきたいと思います。

次に、施設更新時期の調査報告書なるものがあるが、そしてそれはどういう法的根拠があるのか。また、委託業者だとか委託費用だとか、その調査の目的というのはどういうものだったのか、ご説明をいただきたいと思います。

私のこの間の経験では、そういうものが私の町でも説明されたことはありませんでしたし、この議会でも聞いたことがありませんでしたので、ぜひご説明いただきたいと思います。

第1回目は以上です。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 現施設につきましては、先ほど来答弁させていただいておりますようにそれぞれの市町の責任においてなされるべきものでございますので、当組合については検討いたしておりません。

その他につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） この計画策定のための支出額と費用項目、委託業者はどうかということのお尋ねにつきましてお答えさせていただきます。

平成23年10月25日付で、パシフィックコンサルタント株式会社神戸事務所との間で契約を締結した北但ごみ処理施設に係るDBO事業者選定アドバイザリー業務の中の一項目である一般廃棄物処理基本計画の点検、見直し評価に係る支援として、約500万円の支出を見込んでおります。

○議長（芝地邦彦） 次長。

○事務局次長兼用地課長（小谷 理） 各市町のごみ処理の実情をどのように尊重したのかというご質問がございました。

北但ごみ処理施設で処理するごみの分別区分につきましては、構成市町と協議を重ね分別区分の統一を図っております。

収集、運搬につきましては、構成市町において現在の住民サービスの維持を念頭に合理的、効率的な収集・運搬体制を目指した方法が検討されておりまして、今後排出量の増減や関係市町との調整、北但ごみ処理施設での対応状況等によって必要に応じて適宜見直しをされると伺っております。

なお、新温泉町では、北但ごみ処理施設に搬入する蛍光管と乾電池を除く瓶、缶、ペットボトルなどの資源ごみについては、従来どおり収集、運搬から中間処理まで独自に処理されることとなっております。

また、収集に係ります一般廃棄物処理手数料につきましては、それぞれの市町で必要に応じて検討されるとお聞きしております。以上です。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） お答えをさせていただきます。

今回の一般廃棄物処理基本計画内には、施設更新時期調査報告書なる記述は一切ございません。ただ、議員の方からこの議場で過去どうだというふうなお話がございましたので、あえてお答えをさせていただきます。

施設更新時期調査報告書につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条に規定する精密機能検査の追加資料として、平成16年度に当時の各施設の管理者が実施されたものです。受託者は、私どもの方では株式会社日本環境工学設計事務所であったと承知いたしております。

当時、合併前の市町、組合等でされておりますので、北但清掃センターの調査経費につきましては、当時262万5,000円が支出されておるというのは決算書の方でご確認をさせていただいております。

それから、この議会での報告等々協議の内容はどうであったかというお話でございますけれども、平成17年6月6日の北但行政事務組合第32回の議員協議会において、それぞれの機関が個別に調査されたものを各機関の了承を得て北但行政事務組合が調査報告書として結果報告書概要版という形で説明をされ、また同年7月12日の第33回の議員協議会においても概要版の追加資料として施設更新時期の想定を説明し、ご協議をいただいた経過がございます。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 10番谷口功議員。

○谷口 功議員 ご説明いただいたんですが、最初のお尋ねですけどね、この北但の基本計画だけではなくて各市町の基本計画の作成も一括でなされたのか、そうではなかったのか。

私の町の基本計画を改訂するに当たって、予算はどこにあるのかと聞いたら、これは予算は組んでおりません、北但の方で費用は見ていただきますというお答えをいただいているんです。ですので、北但で一括発注されたのか、あるいはお金だけ北但が見て発注はそれぞれの町でしたのか、そのあたりの経過についてご説明をいただきたいと思います。

それから、各市町のごみ処理の実情を本当に尊重してもらいたいというのは、先ほど隣の森議員も大変切迫した状況である質問をなされておりました。本当に私の町も零細な事業者が多くて、今、わざわざ町のパッカー車がそれぞれの事業所に行って、別料金ではありますが、事業所のごみも一括して焼却処理場で処理をしているというのが実態ですので、北但で廃プラはこれからはもう受け付けませんと突然言われてしまえば、本当に事業者は困ってしまいます。議論の余地もなく、もう今月じゅうにはこの基本計画決定だとおっしゃれば、事業者の皆さんと協議して対策を考えるという余裕すらないということになってしまいますので、私は本当に尊重したということにはなっていないんではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それから、それぞれの現有施設はそれが責任を持って廃止については解決をしてくださいよということですが、本当に新しい施設で新しい処理を始めるということにするのであれば、今ある施設についても一定のやっぱり議論があつてしかるべきではないかと。そうでなければ、それぞれの市町の事業は完結しないことになりますから。全く北但が都合のいい部分だけ議論をして、あとは知りませんよということは、私はごみ処理の事業を責任を持って進めるということにならないのではないか。規約上も、いつも管理者はこの新しい施設をつくること、維持管理することがこの北

但の仕事だとおっしゃいますが、その後ろに及びごみ処理全般についての規定もなされていますから、議論があつてしかるべきだと私は思います。

それから、更新時期の調査、基本計画ですけども、これがこの精密機能調査からということをおっしゃったんですけども、どういう整合性を持って、どういう意味を持つものなんですか。そもそもこの更新時期調査報告書なるものが、どういう意味を持っているものなのかも説明してください。つまり精密機能調査報告書とどこが違うのか、なぜそういうものをつくったのか、そういうことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 別に北但が都合のいいところだけをとってるわけではありません。新しい施設をつくると運営するところだけを1市2町から請け負ってるわけでございますので、それ以外は北但行政事務組合の所管外であります。

もしこのことがなければ、例えば香美町は香美町独自で今の新しい施設を自分でつくり、そしてあわせて古い施設を壊す、これをする必要がございます。豊岡は豊岡で、そして新温泉は新温泉でそれぞれすることになります。そのうちの新しい施設をつくるところだけ一緒にすることでございますので、古い施設を壊すことについては北但行政はむしろ議論すべきではない。そもそもそのような権能を有してない。ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 一般廃棄物処理基本計画の点検、見直しの予算の部分ですけども、北但行政事務組合で一括して予算計上して、それぞれの町では負担金で支払っていただくという形をとらせていただいている。

○議長（芝地邦彦） 施設整備課長。

○施設整備課長（土生田哉） 施設更新時期調査報告書の中の1ページの方には、精密機能検査報告書の結果を踏まえて、本調査報告書では今後の施設更新時期について調査検討を行っているというふうな記述を見ております。以上でございます。

○議長（芝地邦彦） 10番谷口功議員。

○谷口 功議員 負担金を受け取って、発注はそうすると北但がこの計画をつくるのは各市町のものも発注されたということになるんでしょうか。

それはさておきましても、先ほどからその北但の事業とは一体何なのかという議論と、この基本計画をつくるという作業の中には矛盾することがあるんじゃないですか。各市町の計画まで北但で同じ業者に発注をする。そして先ほどから議論があるように廃プラについてはもう禁止するんだということになれば、それぞれの市町の自主性に基づいて計画をつくったということが言えないじゃないですか。しかも、森議員は7月15日の管理者会、あるいは課長会で北但が先行して決定てしまっているということまでおっしゃっているわけですね。そうしておいて、仕事は新しい焼却施設を建設すること、維持管理だということとは矛盾するじゃないですか。明快に説明をいただきたい

と思います。

本当にそれぞれの地域でそれぞれの実情に応じてこの収集、あるいは運搬を行ってくださいと言われても、北但でこういうものしか受け入れませんよということが先に決まってしまえば、管理者が説明しているそれぞれの実情に応じてそれぞれの計画をここではまとめたんだということにはならなくて、北但が上位計画であって、そしてそれぞれの市町が後で決定したという形になってしまいますよ。

私どもの議会では、町長は5月にこの基本計画を定めています。その中で、事業系のプラスチックについては持ち込みは禁止だということを書かれているのに、まだ決定していないということを述べておられました。それはきょうの議論に備えて、まだ決定していないんだよということを一生懸命おっしゃったんでしょう。しかし、香美町では事業者の皆さんに対する説明資料の中にも、7月15日にもう決定しましたと正直に書いておられる。2月、4月、6月、3回パブリックコメントを我が町でも実施したんだけれども、だれも何にも言わなかつたと。私、議員ですが、3回やられたことすらも知りませんでした。一々町のホームページを監視しているわけではありませんので、いつやるんだろうかという思いは持っていましたが、実際に実施されている事実は知りませんでした。ですから恥ずかしい限りですけれども、本当に住民の実情を聞いたり、あるいは今現在の実情を把握してこの計画がつくられたなどというのは私の町でも行われておりませんし、ましてやこの議会でもきょう初めて説明を聞いて、そしてこういう計画だということがわかったわけですから、これで決定ですよと、今月末には決定ですよと。私はとんでもないことだというふうに思っています。お答えください。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、その計画をつくるのを北但が請け負っているのではなくて、計画書を印刷することを請け負ってるということでまずご理解をください。

この一般廃棄物処理基本計画は収集、運搬、処理が一つになって初めて計画として完成します。ところが、収集、運搬のところは3つの自治体がそれぞれの責任でつくります。最後の処理のところは、最終処理のところは北但行政がやりますので、いわばその4つの自治体の計画が一緒になって初めて市町の一般廃棄物処理基本計画が完成することになりますので、その中身を決めるについてではそれぞれの市町であれ北但行政事務組合の責任でありますけれども、それを本にまとめるということについては、ばらばらでやるよりも一括して発注した方がいいのではないかということを印刷を一緒にしているということですので、決して1市2町の権限を侵しているものではないというふうにご理解を賜りたいと思います。

それから、今の廃プラに絡むことでございますけれども、そもそも一般廃棄物処理基本計画が求めているのは一般廃棄物の収集、運搬、処理です。それについて、市町がそれをつくる。それが本来ですけれども、処理のところだけ、最後の処理のところは北但行政事務組合という別法人をわざわざつくって、そこに責任を持たせることにいたしました。

要は、併せ産廃を認めるかどうかというのは施設管理上の問題でございますので、一体このことを決める途中の議論はもちろんいろいろとあっていいと思うんですけれども、最終的に決める責任はだれが負ってるかというと、それは施設を設置し管理する北但行政事務組合が負うということになります。もちろんそのルールを決める場合に、言うなれば1市2町、親元でありますからそこが議論を重ねて、そして共通のルールをつくるというようなことはもちろん当然でありますけれども、基本は今申し上げましたように施設の管理運営のルールは一つでなければいけない、それがまず基本だろうというふうに思います。

そこで、廃プラについては、先ほど申し上げましたように2町の実情は私も知っておりますけれども、それはもう以前から2町の条例を見るとどこにも廃プラを認めるということは書いてないけれども、でも事実上、世の中でプラスチックが出回ってきて、そしてそれが事実上、豊岡も一緒でありますけれども、相当な量になってきている。これはもともとは条例上ははっきり書かれてないということですので、ここははっきりさせないといけない。豊岡におきましては平成19年度に激しい議論もして、多くの不満もありましたけれども、しかし廃プラを燃やすともう炉自体の負担が余りに大きい。さっき言いましたように1,000度とか1,050度とかなってしまって、燃やす量自体を単位時間当たりの量を減らさなければいけない。そういうた議論がありましたので、その苦しいことを乗り越えて廃プラ4,500トンを受け入れることをやめてきた。そういうた事実がございます。

そういうた事実が片方にあって、そして2町は今現に受け入れておられる。これは統一しなければいけないということで、方針というものを定めた。今、ですからいろんな手順上はそれぞれの市町の中でもっと議論が必要だったかもしれませんけれども、管理する北但行政事務組合の側からいきますとこの問題ははっきりさせませんと、施設規模そのものが決まらないことになります。先ほど言いましたように、じゃ豊岡市の減った4,500トンが2町も認められるのであればうちも認めろといってそれが入り込んできますと、もうそれだけで19トンからの施設規模になってしまいます。先ほどの森議員が指摘されましたようなすき間の中で対応可能なことにはなりません。そして142トンが今回提案している規模ですので、豊岡市の現在は140トンです。ほぼ同じ規模のもとで4,500トンからの廃プラを燃やしたときに、炉自体が暴走しかねない。そういうた事態になりましたので、もし一般的なルールとして廃プラを新しい施設で受け入れると同じことが起きてしまいかねない。これは炉を管理する側からいきますと大変ゆゆしき問題でございますので、私としてはこのことについてぜひともご理解を賜りたい、このように考えているところです。

ちなみに、豊岡の場合でも例えばプラスチックをインゴットにして、発泡スチロールをインゴットにして燃料にして売るというようなことについての補助制度を設けたり、あるいは市内の業者が、分別がちゃんとなされていることが前提でありますけれども、安価ではありますけれども有価物として買い入れるというようなこともやった。そういうた努力も重ねてまいりましたので、実際にこの問題をその開始のときまで、あるいは仮に経過措置を設けるならその経過措置が切れるまでの間にどういうふうに乗り越えていくか、そのことの議論なり方策を探るということが大変大切ではないか、このように考えているところです。以上です。

○議長（芝地邦彦） そのほか、質疑はありませんか。

3番西村公子議員。

○西村公子議員 西村です。皆さんがあのいろいろとご意見を出されておりますけれども、私も女性の立場といたしまして二、三伺ってまいりたいというふうに思います。

香美町の森議員より具体的にいろいろと提案されましたわけでございますけれども、私としてもやっぱりせっかく北但広域で処理する設備を新しくつくるわけで、現在各町で対応している処理よりも悪化するというふうなことはないように、何とかご検討いただきたい。住民感情といたしましても、やはりそういうようなところが大変危惧しておられるというふうなことを思っております。この辺のところを伺っていきたいというふうに思います。

従来、我が新温泉町におきましても、受け入れ内容につきましては協議中との答弁でありましたし、このことにつきましてはやはり私はしっかりと議論をしていただきて、結論を出すべきではないかというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

次に、以上のことにつきましては、本当に住民にとりましては大変大切な部分であるということを思っております。じっくりともう少し時間をかけて研究し、結論を出す方を私は希望したいというふうに思いますが、この点もいかがでございましょうか、方針を示していただきたいというふうに思います。

最後に、本日配付されましたA3の構成市町の既存施設における処理方法一覧表をいただいたわけですけれども、なぜきょうこれが提示されたのか。やはり私はこれを提示されるということであればもっと早く提示していただきて、住民の方々に十分説明する中で理解をいただくという方向がいいのではなかったかというふうなことを思っておりますけれども、その4点につきまして伺っていきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 個別のことにつきましては、後ほど担当の方からお答えをいたしますけれども、基本的な考え方として。

今よりも悪化することは避けるべきだというのは、おっしゃるとおりです。ただ、その悪化をどの視点から見るかによって物の見方が変わってくるんだろうというふうに思います。例えば、今も持ち込みの手数料は豊岡市が高くて2町は比較的安いということがございます。持ち込む方から見ると、安い方がいい。それが豊岡市に合って上に上がると、マイナスだという面になります。ところが、手数料を下げても上げても実際処理にかかる費用は一緒でございますので、手数料を低く設定すれば税金でそれを補てんする部分が大きくなります。手数料を上げますと、持っていた人には高くつくわけでありますけれども、しかし市民や町民全体が税でもって負担するという面はむしろ小さくなります。この場合に、一体どの視点からその市民のため、あるいは町民のためというふうに考えるのか。そのところが人によってもちろん見方は違ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

私いたしましては、基本的に一般廃棄物処理の施設でありますから、市民、町民の立場から見るというのが基本なのではないか。個別に特別な事情、つまり一般市民の立場とは違う立場でもつて持ち込まれる方があるとすると、その方の負担をあえて一般市民なり一般町民のために使うお金でもって補てんするというのは、あるいは大きな補てんをするというのは方向性としてはどうなかなというふうに考えております。

廃プラについても同じことです。今、2町で現に事実上これを処理してこられましたから、その廃プラを持ち込めなくなる方から見ると大変に大きな負担になります。ところが、先ほど言いましたように、豊岡市が一度廃止したものをもとに戻して5,000トンからの廃プラが新しい施設に入ってきますと、19トンからの施設規模を大きくせざるを得ません。そうしますと、実質これもアバウトな概算でありますけれども、8億3,000万円の20年間での負担が増になる。この負担は、実は市民、町民の負担になります。つまりほかに使えたお金を、このごみ処理施設の方に回さなければいけない。ごみ処理施設の方に使うお金ができるだけ下げることができれば、その浮いたお金は教育であるとか、あるいは道路整備であるとか福祉に使うこともできます。

したがって、どういう視点を基本的に重視するのか。どちらか一方だということでは余りに極端だと思いますけれども、基本的にどちらを重視しながら、そしてその上でどこまで別の立場に対して配慮できるか、そのような視点から考えるべきではないかというふうに私としては思っております。

具体的な事柄につきましては、担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（芝地邦彦） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 処理困難物、きょう資料をお出ししました。これにつきましては、森議員の方の質問の中にもありましたように、運営上3施設で異なる部分についての議論があるということでおどさんの方にお示しをしたというふうなことですけども、この基本的な考え方につきましては、新施設における運営を考えた場合に、施設側としてどのように考えていくかという観点からそれぞれの項目について議論をしていって、ある一定の方向性を出してきたというふうなことでござります。

今後さまざまのご意見があろうかと思いますので、その点も踏まえて決定をしたいというふうに思いますけども、この表には処理困難物とした理由というふうなこともお書きしておりますので、これもご参考にいただきながらご意見をいただきたいというふうに思います。

○議長（芝地邦彦） 3番西村公子議員。

○西村公子議員 管理者のご答弁はもっともあるというふうに思いますけれども、やはり私たちは新温泉町に住んでいて、今までその資源ごみ等々を排出する中で本当に新温泉町は大変いい町だなというふうなことで取り組んできたわけなんですけれども、これが広域になりましたら言われましたように廃プラもいけない、それからイノシシとかそういうのも検討中であるというふうなことを考えますと、やはりどうかなというふうなところに不安を持っているわけなんです。ですので、やはりそういうふうなところも十分に考えていただきたいということを思うわけなんです。

それから、森議員がこういうふうなものを提出せい、提供せいというふうなことであったから出したというふうなことをおっしゃいましたけれども、私はやっぱりそういうふうなことは初めに事務局としたらわかつておられることですから、事前にやっぱり提示していただくべきではなかつたかということを思います。

それから、受け入れ品目につきましては、28年稼働するわけですが、そのことにつきましては再度検討を加えていただきたいなということを求めてみたいというふうに思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁が要りますか。

○西村公子議員 ありましたら結構です。

○議長（芝地邦彦） 管理者。

○管理者（中貝宗治） この表は、事務レベルでそれぞれの実情と新しい施設の物理的な条件等を踏まえてやったものでありますけれども、物すごく急ぐという案件ではございません。廃プラの場合には相当の量がありますので、施設規模そのものに直ちに反映をしてしまう。それは今後、入札等の手順を考えますと、一般廃棄物処理基本計画そのものは一定のときにはも決めなければいけないことでございますけれども、しかしながら物によってはそのところは今決めなくても先に延びてもいいというふうに思うものもございますので、その一つ一つの状況に応じてまたご議論もいただければ、それを踏まえて判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芝地邦彦） よろしいですか。

そのほか、ありますか。

2番田野哲夫議員。

○田野哲夫議員 1点だけあります。38億の軽減の資料というのが18年の9月議会だったと思いますが配付をされて、38億軽減だという話がちまたにずっと流されているわけでありますけれども、先ほど事務局長が88億の話をされたときに、その資料に出されている単位をもって、係数をもって計算をされたように思っております。再度、この改定にあわせて38億軽減のあのときの議会に出された資料を修正をして、至急議会の方に提出をしていただけないかのみ。あとはまた一般質問でやらせていただきたいと思います。以上。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） さっきの38億円のスケールメリットの話で、見込まれているのは建設メリット、そして運営費のメリット、そして収集運搬費のデメリット、それを相殺したものが38億円だとということで試算をしています。

例えば建設費であれば、先ほど88億円という数字、前の174トンのデータを使ってお話をさせていただきました。そして、運営費についても1万1,420円、これ174トンの規模でしたときの運営費ということですし、収集、運搬についてはそれぞれの実態を調査して、ごみ量の移動距離等をして、中間処理施設の必要性があるかどうか、中継基地の、その中で算出してきた経過があるんですけども、それらすべて今の根拠となるのは業者からの見積もりをとって、それを反映してきた数字でござ

ざいますので、今すぐにこれを142トンに直して資料をつくれとおっしゃっても、なかなか困難なものがあるということでございます。

○議長（芝地邦彦） 2番田野哲夫議員。

○田野哲夫議員 立派な職員さんが後ろにいっぱいおられるわけであります、管理者の中貝さん。その当時の18年のときに出された資料しか実は私たち議員が財政的に計算をしていくための係数、手段になり得ないというのが、公的な数字としてしか使えないわけであります。ですから、これの追加資料としてやっぱり財政を考えるときにやっていただきたい。

それから、2月になるといわゆる地域計画にその係数が反映をされて出ていくわけであります。豊岡みたいにしっかりと財調を持ち、お金を持ち、立派な市政を運営されているところとうちは違いまして、非常に財政が苦しいわけであります。ですから、そうしたものがないと本当に町長に対してどうするんや、金があるんか、これから先どうするんやという話をしなければならないわけであります。ぜひとも、18年には出ているわけであります。たった半年以内の中でこうした資料をやっぱり議会に出しているわけでありますので、今回も出していただけませんか。

○議長（芝地邦彦） 答弁願います。

○管理者（中貝宗治） 一度検討したいと思いますけれども、すぐにはできないことはご理解をください。というのは、ごみの量そのものが減っておりますので、例えば収集、運搬にどのくらいのコストがかかるのか、何台の車がどこから出るのか、そういうことから積算しませんと、そもそも例えば収集・運搬コストが出てまいりません。

他方で、議員が今後の見通しを立てる上で、最終的にはもうD B Oで入札してみないとわからないわけでありますけれども、少なくともマックスこのぐらいかかるという目安が必要ということも、それはそれでわかります。

したがって、そのようなものができるかどうかを検討いたしますけれども、しかしすぐ出るような性質のものではないということはご理解を賜りたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 2番田野哲夫議員。

○田野哲夫議員 やっぱり今改定がされて、来年度にはもう設計に入していく。それから、現実的にアドバイザリーの業者さんがおられるわけであります。本当に正確な数字だという話でなくて、係数の段階が出ていけばやっぱりこちらとしても出していけるわけであります。18年のそのときの資料をもとにして計算をされたものを幾ら町長に対して香美町の中で話をしても、実際にはわからないというのが実情でありまして残念なん就可以了けれど、ですから今回もやっぱり財政的に豊岡に追いつくことはできませんけれども、自分たちの腹をくくるためにはどうすればいいのかの資料として、やっぱりできる限り努力をして早急にしてください。あなた方は、自分たちの懐刀のアドバイザーを持ってるわけでありますから、重ねてお願ひしておきたいと思います。

○議長（芝地邦彦） 答弁はよろしいですか、ご意見だと。

そのほか、質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（芝地邦彦） 質疑を打ち切ります。

ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

当局におかれましては、ただいまの各議員の意見など十分勘案され、適切なる対処をされるよう要望しておきます。

以上で第57回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時50分